



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成27年 3 月27日金曜日 第2658号外 1

## ◇ 目 次 ◇ 条 例

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	(人事課)..... 1
愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例.....	(人事課職員厚生室)..... 2
愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例.....	( " )..... 4
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	(財政課)..... 6
愛媛県大規模県有施設整備基金条例の一部を改正する条例.....	( " ).....12
愛媛県行政手続条例の一部を改正する条例.....	(行革分権課).....12
愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	( " ).....14
愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....	(税務課).....30
愛媛県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例.....	(県民生活課).....30
愛媛県県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例.....	(自然保護課).....30
愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例.....	(医療対策課).....33
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例.....	(薬務衛生課).....33
愛媛県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例.....	( " ).....43
愛媛県母子家庭児童等の身元保証に関する条例の一部を改正する条例.....	(子育て支援課).....44
愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及び愛媛県児童相談所設置条例の一部を改正する条例.....	( " ).....44
愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	(障害福祉課).....46
愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	( " ).....50
愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例.....	(長寿介護課).....54
愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例.....	(産業創出課).....102
愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例.....	(経営支援課).....103
土地改良財産の無償譲渡及び無償貸付並びに分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例.....	(農地整備課).....103
愛媛県家畜種付手数料条例の一部を改正する条例.....	(畜産課).....104
愛媛県森林そ生緊急対策基金条例の一部を改正する条例.....	(森林整備課).....104
愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例.....	(港湾海岸課).....105
愛媛県建築基準法施行条例の一部を改正する条例.....	(建築住宅課).....105
特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例等の一部を改正する条例.....	(教育総務課).....106
愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例.....	(義務教育課).....111
教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	(高校教育課).....111
教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....	( " ).....112
愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例.....	(警察本部警務課).....112
愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....	(警察本部運転免許課).....113
愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	(公営企業管理局総務課).....122
愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例.....	(財政課).....123

## 条 例

### ○愛媛県条例第 1 号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3 月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成18年愛媛県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨）	（趣旨）

**第1条** この条例は、知事等の給料\_\_\_\_\_を減額するため、知事等の給料月額について、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号。以下「特別職給与条例」という。）及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年愛媛県条例第52号。以下「教育長給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

（知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例）

**第2条** 知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に掲げる額から、当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。

(1)～(3) 省略

（教育長の給与の特例）

**第3条** 教育長の給料月額は、教育長給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から、当該額に100分の12を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

**附 則**

（この条例の失効）

2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

**第1条** この条例は、知事等の給料及び期末手当を減額するため、知事等の給料月額について、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号。以下「特別職給与条例」という。）及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例（昭和31年愛媛県条例第52号。以下「教育長給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

（知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例）

**第2条** 知事、副知事、管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に掲げる額から、当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、\_\_\_\_\_退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。

(1)～(3) 省略

（教育長の給与の特例）

**第3条** 教育長の給料月額は、教育長給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から、当該額に100分の12を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、\_\_\_\_\_退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。

**附 則**

（この条例の失効）

2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第2号

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例**

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（退職手当の調整額）</p> <p><b>第6条の4</b> 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合における</p>	<p>（退職手当の調整額）</p> <p><b>第6条の4</b> 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となつた場合における</p>

その者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)法第29条の規定による停職、教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 省略

#### 2・3 省略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものとその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 省略
- (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 省略

#### 5 省略

#### 附 則

28 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職していた者が、引き続き日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であつて同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)附則第2条 \_\_\_\_\_ の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「承継法人等」という。)の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び

その者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかつたものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職を除く。)法第29条の規定による停職、教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 50,000円
- (2) 第2号区分 45,850円
- (3) 第3号区分 41,700円
- (4) 第4号区分 33,350円
- (5) 第5号区分 25,000円
- (6) 第6号区分 20,850円
- (7) 第7号区分 16,700円
- (8) 省略

#### 2・3 省略

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のものとその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第6号まで又は第8号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第7号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額
- (2) 退職した者のうち自己都合退職者 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ 以外のものとその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号 \_\_\_\_\_ の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (3) 省略
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (5) 省略

#### 5 省略

#### 附 則

28 昭和62年3月31日に旧日本国有鉄道の職員として在職していた者が、引き続き日本国有鉄道改革法第11条第2項に規定する承継法人であつて同条第1項の規定により運輸大臣が指定する法人以外のもの又は同法第15条に規定する日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)附則第2条 第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団(以下「承継法人等」という。)の職員となり、かつ、引き続き承継法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までの旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び

同年 4 月 1 日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

32 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条 の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職していた者（同法附則第11条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第 1 項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

同年 4 月 1 日以後の承継法人等の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が承継法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

32 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職していた者（同法附則第25条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第 1 項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

○愛媛県条例第 3 号

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3 月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例

（愛媛県職員退職手当条例の一部改正）

第 1 条 愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>34 旧機関（国立大学法人法附則第17条に規定する大学及び同法附則別表第 2 の上欄に掲げる国立短期大学を含む。）の職員が、引き続き職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第 2 項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p>	<p>附 則</p> <p>34 旧機関（国立大学法人法附則第17条に規定する大学及び同法附則別表第 2 の上欄に掲げる国立短期大学を含む。）の職員が、引き続き職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第 2 項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p>

（愛媛県情報公開条例の一部改正）

第 2 条 愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(公文書の公開義務等)

第7条 省略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないものとする。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 省略

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。)

(2)~(6) 省略

(公文書の公開義務等)

第7条 省略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないものとする。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 省略

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。)

(2)~(6) 省略

(愛媛県個人情報保護条例の一部改正)

第3条 愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人情報の開示義務等)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないものとする。</p> <p>(1) 開示請求者(当該開示請求者が法定代理人の場合は、本人。以下この項及び第25条第1項において同じ。)以外の者の個人情報が含まれる個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職</p>	<p>(個人情報の開示義務等)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、開示しないものとする。</p> <p>(1) 開示請求者(当該開示請求者が法定代理人の場合は、本人。以下この項及び第25条第1項において同じ。)以外の者の個人情報が含まれる個人情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職</p>

員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。)

(2)～(8) 省略

員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、開示することにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。)

(2)～(8) 省略

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第4号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条、第3条、第7条関係)			別表(第2条、第3条、第7条関係)		
1 省略			1 省略		
2 保健福祉関係事務手数料			2 保健福祉関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～67	省略		1～67	省略	
68	調理師法 (昭和33年法律第147号) 第3条 の規定に基づく調理師免許		68	調理師法 (昭和33年法律第147号) 第3条第1項 の規定に基づく調理師免許	
69～101	省略		69～101	省略	
101の2	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第3号の養成施設の登録	150,000円			
101の3	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号の講習会の登録	90,000円			
102～113	省略		102～113	省略	

備考 省略

3・4 省略

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～8 省略		
8の2 建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定	構造計算適合性判定手数料	(1) 建築物の構造計算が建築基準法第20条第1項第2号イに規定する方法によるものの判定 建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。以下この項において同じ。)ごとに、次に掲げる判定を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～オ 省略  (2) 建築物の構造計算が同法第20条第1項第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるものの判定 建築物ごとに、次に掲げる判定を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～オ 省略
9～15 省略		
16 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前にける建築物等の仮使用認定申請手数料	省略
17～33の2 省略		
33の3 建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物	省略	

備考 省略

3・4 省略

5 土木関係事務手数料

事 務	名 称	金 額
1～8 省略		
8の2 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定	構造計算適合性判定手数料	(1) 建築物の構造計算が建築基準法第20条第2号イに規定する方法によるものの判定 建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。以下この項において同じ。)ごとに、次に掲げる判定を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～オ 省略  (2) 建築物の構造計算が同法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムによるものの判定 建築物ごとに、次に掲げる判定を行う部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～オ 省略
9～15 省略		
16 建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号(同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前にける建築物等の仮使用承認申請手数料	省略
17～33の2 省略		
33の3 建築基準法第67条の2第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物	省略	

の壁面の位置 に関する特例 の許可の申請 に対する審査			の壁面の位置 に関する特例 の許可の申請 に対する審査		
33の4 建築基 準法第67条の 3第9項第2 号の規定に基 づく建築物の 間口率、高さ 又は構造に関 する制限の適 用除外に係る 許可の申請に 対する審査	省略		33の4 建築基 準法第67条の 2第9項第2 号の規定に基 づく建築物の 間口率、高さ 又は構造に関 する制限の適 用除外に係る 許可の申請に 対する審査	省略	
33の5～63 省 略			33の5～63 省 略		
64 宅地建物取 引業法第16条 第1項の規定 に基づく宅地 建物取引土資 格試験の 実施	宅地建 物取引 土資格 試験手 数料	省略	64 宅地建物取 引業法第16条 第1項の規定 に基づく宅地 建物取引主任 者資格試験の 実施	宅地建 物取引 主任者 資格試 験手数 料	省略
65 宅地建物取 引業法第18条 第1項の規定 に基づく宅地 建物取引土資 格登録簿 への登録	宅地建 物取引 土資格 登録簿 登録手 数料	省略	65 宅地建物取 引業法第18条 第1項の規定 に基づく宅地 建物取引主任 者資格登録簿 への登録	宅地建 物取引 主任者 資格登 録簿登 録手数 料	省略
66 宅地建物取 引業法第19条 の2の規定に 基づく登録の 移転の申請に 対する審査	宅地建 物取引 土資格 登録の 移転申 請手数 料	省略	66 宅地建物取 引業法第19条 の2の規定に 基づく登録の 移転の申請に 対する審査	宅地建 物取引 主任者 資格登 録の移 転申請 手数料	省略
67 宅地建物取 引業法第22条 の2第1項又 は第5項の規 定に基づく宅 地建物取引土 証の交付の申 請に対する審 査	宅地建 物取引 土証の 交付申 請手数 料	省略	67 宅地建物取 引業法第22条 の2第1項又 は第5項の規 定に基づく取 引主任者証 の交付の申 請に対する審 査	宅地建 物取引 主任者 証の交 付申請 手数料	省略
68 宅地建物取 引業法第22条 の3第1項の 規定に基づく	宅地建 物取引 土証の 有効期	省略	68 宅地建物取 引業法第22条 の3第1項の 規定に基づく	宅地建 物取引 主任者 証の有	省略



宅地建物取引 士証の有効期 間の更新の申 請に対する審 査	間の更 新申請 手数料		取引主任者証 ____の有効期 間の更新の申 請に対する審 査	効期間 の更新 申請手 数料	
68の2 宅地建 物取引業法施 行規則（昭和 32年建設省令 第12号）第14 条の13第1項 の規定に基づ く宅地建物取 引士証の書換 え交付の申請 （住所のみの 変更に係るも のを除く。） に対する審査	宅地建 物取引 士証の 書換え 交付申 請手数 料	4,500円			
68の3 宅地建 物取引業法施 行規則第14条 の15第1項の 規定に基づく 宅地建物取引 士証の再交付 の申請に対す る審査	宅地建 物取引 士証の 再交付 申請手 数料	4,500円			
69～101の4 省略			69～101の4 省略		
101の5 長期 優良住宅の普 及の促進に関 する法律（平 成20年法律第 87号）第5条 第1項から第 3項までの規 定に基づく長 期優良住宅建 築等計画の認 定の申請に対 する審査	長期優 良住宅 建築等 計画認 定申請 手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区 分に応じ、それぞれ次に定める金 額（当該金額に100円未満の端数が あるときは、これを四捨五入す る。） (1) 長期優良住宅建築等計画が建 築基準法第6条第1項に規定す る建築基準関係規定に適合する かどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額 ア 省略 イ 住宅の品質確保の促進等に 関する法律第6条第1項に規 定する設計住宅性能評価書の 交付を受けている場合 次に 掲げる住宅の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 (7) 1戸建ての専用住宅 17,700円 (1) 1戸建ての併用住宅 17,700円	101の5 長期 優良住宅の普 及の促進に関 する法律（平 成20年法律第 87号）第5条 第1項から第 3項までの規 定に基づく長 期優良住宅建 築等計画の認 定の申請に対 する審査	長期優 良住宅 建築等 計画認 定申請 手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区 分に応じ、それぞれ次に定める金 額（当該金額に100円未満の端数が あるときは、これを四捨五入す る。） (1) 長期優良住宅建築等計画が建 築基準法第6条第1項に規定す る建築基準関係規定に適合する かどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額 ア 省略

		<p>(ウ) 共同住宅等 1戸につき 次に掲げる共同住宅等の区 分に応じ、それぞれ次に定 める額を同時に申請する住 戸の数で除して得た金額</p> <p>a 総戸数が2以上5以下 の共同住宅等 39,000円</p> <p>b 総戸数が6以上10以下 の共同住宅等 61,700円</p> <p>c 総戸数が11以上25以下 の共同住宅等 114,900円</p> <p>d 総戸数が26以上50以下 の共同住宅等 183,300円</p> <p>e 総戸数が51以上100以下 の共同住宅等 303,900円</p> <p>f 総戸数が101以上200以 下の共同住宅等 527,700 円</p> <p>g 総戸数が201以上の共同 住宅等 717,700円</p> <p>ウ 省略</p> <p>(2) 長期優良住宅建築等計画が建 築基準法第6条第1項に規定す る建築基準関係規定に適合する かどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額に あつては、当該審査に同法第87 条の2の昇降機に係る部分が含ま れる場合に限る。)を合算し た金額</p> <p>ア (1)アからウまでに掲げる場 合の区分に応じ、それぞれ当 該手数料の金額と同一の額</p> <p>イ・ウ 省略</p>			<p>イ 省略</p> <p>(2) 長期優良住宅建築等計画が建 築基準法第6条第1項に規定す る建築基準関係規定に適合する かどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額に あつては、当該審査に同法第87 条の2の昇降機に係る部分が含ま れる場合に限る。)を合算し た金額</p> <p>ア (1)ア又はイに掲げる場 合の区分に応じ、それぞれ当 該手数料の金額と同一の額</p> <p>イ・ウ 省略</p>
<p>101の6 長期 優良住宅の普 及の促進に関 する法律第8 条第1項の規 定に基づく長 期優良住宅建 築等計画の変 更の認定の申 請(同法第9 条第1項の規 定による譲受 人を決定した 場合に係るも のを除く。)に 対する審査</p>	<p>長期優 良住宅 建築等 計画変 更認定 申請手 数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区 分に応じ、それぞれ次に定める金 額(当該金額に100円未満の端数 があるときは、これを四捨五入す る。)</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画が建 築基準法第6条第1項に規定す る建築基準関係規定に適合する かどうかの審査を申し出ない者 101の5の項金額の欄(1)アから ウまでに掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ当該手数料の金額 の2分の1に相当する金額</p> <p>(2) 長期優良住宅建築等計画が建 築基準法第6条第1項に規定す る建築基準関係規定に適合する かどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額に</p>	<p>101の6 長期 優良住宅の普 及の促進に関 する法律第8 条第1項の規 定に基づく長 期優良住宅建 築等計画の変 更の認定の申 請(同法第9 条第1項の規 定による譲受 人を決定した 場合に係るも のを除く。)に 対する審査</p>	<p>長期優 良住宅 建築等 計画変 更認定 申請手 数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区 分に応じ、それぞれ次に定める金 額(当該金額に100円未満の端数 があるときは、これを四捨五入す る。)</p> <p>(1) 長期優良住宅建築等計画が建 築基準法第6条第1項に規定す る建築基準関係規定に適合する かどうかの審査を申し出ない者 101の5の項金額の欄(1)ア又は イに掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ当該手数料の金額 の2分の1に相当する金額</p> <p>(2) 長期優良住宅建築等計画が建 築基準法第6条第1項に規定す る建築基準関係規定に適合する かどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額に</p>

		<p>あつては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額</p> <p>ア 101の5の項金額の欄(1)アからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額</p> <p>イ・ウ 省略</p>
101の7～102 省略		
備考 省略		

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～52 省略		
53 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 _____ (平成13年法律第64号)第27条第1項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査	第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料	省略
54 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第30条第1項 _____ の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第一種フロン類充填回収業者登録更新申請手数料	省略
54の2 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	指定調査機関指定申請手数料	30,900円

		<p>あつては、当該審査に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額</p> <p>ア 101の5の項金額の欄(1)ア又はイ _____ に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額</p> <p>イ・ウ 省略</p>
101の7～102 省略		
備考 省略		

6 その他の手数料

事 務	名 称	金 額
1～52 省略		
53 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)第9条第1項の規定に基づく第一種フロン類回収業者 _____ の登録の申請に対する審査	第一種フロン類回収業者登録申請手数料	省略
54 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第12条第1項の規定に基づく第一種フロン類回収業者 _____ の登録の更新の申請に対する審査	第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料	省略

54の3 土壤汚染対策法____ ____第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	省略	
54の4 省略		
54の5 省略		
54の6 土壤汚染対策法第32条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	指定調査機関 指定更新申請 手数料	24,800円
55～64 省略		
備考 省略		

54の2 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	省略	
54の3 省略		
54の4 省略		
55～64 省略		
備考 省略		

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表5の表8の2の項、16の項、33の3の項及び33の4の項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

○愛媛県条例第5号

愛媛県大規模県有施設整備基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県大規模県有施設整備基金条例の一部を改正する条例**

愛媛県大規模県有施設整備基金条例（昭和62年愛媛県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>愛媛県県有施設更新整備基金条例</b> （設置）</p> <p>第1条 _____ 県有施設の改修、建替えその他の整備に要する経費の財源に充てるため、<u>県有施設更新整備基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>	<p><b>愛媛県大規模県有施設整備基金条例</b> （設置）</p> <p>第1条 大規模な県有施設_____の整備に要する経費の財源に充てるため、<u>大規模県有施設整備基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第6号

愛媛県行政手続条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県行政手続条例の一部を改正する条例**

愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>目次</b></p> <p><b>第1章～第3章 省略</b></p> <p><b>第4章 行政指導（第30条 第34条の2）</b></p> <p><b>第4章の2 処分等の求め（第34条の3）</b></p> <p><b>第5章 省略</b></p> <p><b>附則</b></p> <p>（適用除外）</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>（許認可等の権限に関連する行政指導）</p> <p><b>第32条</b> 許認可等（法律等に基づくものを含む。以下この条及び次条において同じ。）をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する県の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。</p> <p>（行政指導の方式）</p> <p><b>第33条 省略</b></p> <p><u>2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</u></p> <p>(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項</p> <p>(2) 前号の条項に規定する要件</p> <p>(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</p> <p><u>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</u></p> <p><b>4 省略</b></p> <p><b>第34条 省略</b></p> <p>（行政指導の中止等の求め）</p> <p><b>第34条の2</b> 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。</p> <p><u>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 当該行政指導の内容</p> <p>(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項</p> <p>(4) 前号の条項に規定する要件</p> <p>(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由</p>	<p><b>目次</b></p> <p><b>第1章～第3章 省略</b></p> <p><b>第4章 行政指導（第30条 第34条）</b></p> <p><b>第5章 省略</b></p> <p><b>附則</b></p> <p>（適用除外）</p> <p><b>第3条</b> 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章____までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(12) 省略</p> <p>（許認可等の権限に関連する行政指導）</p> <p><b>第32条</b> 許認可等（法律等に基づくものを含む。以下この条____において同じ。）をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する県の機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。</p> <p>（行政指導の方式）</p> <p><b>第33条 省略</b></p> <p><u>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項____に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</u></p> <p><b>3 省略</b></p> <p><b>第34条 省略</b></p>

(6) その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例等に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（愛媛県行政手続条例の適用除外）	（愛媛県行政手続条例の適用除外）
<b>第7条の2 省略</b>	<b>第7条の2 省略</b>
2 愛媛県行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、県の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。	2 愛媛県行政手続条例第3条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、県の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。

○愛媛県条例第7号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">事 務</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">市 町</td> </tr> </table>	事 務	市 町	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">事 務</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">市 町</td> </tr> </table>	事 務	市 町
事 務	市 町				
事 務	市 町				

<p>1・1の2 省略</p> <p>1の3 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、児童厚生施設に係る次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 法第35条第11項の規定に基づく廃止又は休止の届出の受理に関する事務</p> <p>(4) 法第35条第12項の規定に基づく廃止又は休止の承認に関する事務</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>(7) 法第58条第1項の規定に基づく設置の認可の取消しに関する事務</p> <p>(8)~(10) 省略</p>	<p>地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）</p>	<p>1・1の2 省略</p> <p>1の3 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、児童厚生施設に係る次に掲げるもの</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 法第35条第6項の規定に基づく廃止又は休止の届出の受理に関する事務</p> <p>(4) 法第35条第7項の規定に基づく廃止又は休止の承認に関する事務</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>(7) 法第58条_____の規定に基づく設置の認可の取消しに関する事務</p> <p>(8)~(10) 省略</p>	<p>地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）</p>
<p>2 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第35条第12項の規定に基づく児童福祉施設の廃止又は休止の承認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3)・(4) 省略</p>	<p>各市（法第59条の4第1項の規定に基づき中核市が処理するものとされている事務及び前項に掲げる事務にあっては、中核市を除く。）</p>	<p>2 児童福祉法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第35条第7項の規定に基づく児童福祉施設の廃止又は休止の承認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3)・(4) 省略</p>	<p>各市（法第59条の4第1項の規定に基づき中核市が処理するものとされている事務及び前項に掲げる事務にあっては、中核市を除く。）</p>
<p>3~13 省略</p>		<p>3~13 省略</p>	
<p>14 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第18号の2から第38号まで及び第49号から第52号までの事務については、2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。）</p> <p>(1)~(19) 省略</p> <p>(20) 法第42条の2第2項、第45条第2項、第55条第7項（法第57条第6項において準用する場合を含む。）、第64条第3項、第64条の2第2項及び第66条第2項の規定に基づく愛媛県医療審議会の意見聴取に関する事務</p> <p>(20)の2~(30) 省略</p> <p>(31) 法第57条第5項の規定に基づく医療法人の合併の認可に関する事務</p> <p>(32)~(52) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>14 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第18号の2から第38号まで及び第49号から第52号までの事務については、2以上の市町_____の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものを除く。）</p> <p>(1)~(19) 省略</p> <p>(20) 法第42条の2第2項、第45条第2項、第55条第7項（法第57条第5項において準用する場合を含む。）、第64条第3項、第64条の2第2項及び第66条第2項の規定に基づく愛媛県医療審議会の意見聴取に関する事務</p> <p>(20)の2~(30) 省略</p> <p>(31) 法第57条第4項の規定に基づく医療法人の合併の認可に関する事務</p> <p>(32)~(52) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>
<p>14の2 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村（特別区を含む。）の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>14の2 医療法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町_____の区域において病院、診療所若しくは介護老人保健施設</p>	<p>保健所を設置する市</p>

又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものに限る。)

(1) 法第42条の2第1項 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の規定に基づく社会医療法人の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認定書の交付に関する事務

(1)の2 法第44条第1項 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の規定に基づく医療法人の設立の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(1)の3 省略

(2) 法第46条の2第1項ただし書 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の規定に基づく理事の減員の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(3) 法第46条の3第1項ただし書 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の規定に基づく医師又は歯科医師でない理事のうちからの理事長の選出の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(3)の2～(3)の4 省略

(4) 法第47条第1項ただし書 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の規定に基づく管理者の一部を理事に加えないことの認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(5) 法第50条第1項 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の規定に基づく定款又は寄附行為の変更の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(6)・(7) 省略

(8) 法第55条第6項 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の規定に基づく医療法人の解散の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(9)～(11) 省略

(12) 法第57条第5項 \_\_\_\_\_

又は法第42条に規定する業務を行う施設を開設する医療法人に係るものに限る。)

(1) 法第42条の2第1項(法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

\_\_\_\_\_の規定に基づく社会医療法人の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認定書の交付に関する事務

(1)の2 法第44条第1項(法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

\_\_\_\_\_の規定に基づく医療法人の設立の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(1)の3 省略

(2) 法第46条の2第1項ただし書(法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

\_\_\_\_\_の規定に基づく理事の減員の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(3) 法第46条の3第1項ただし書(法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

\_\_\_\_\_の規定に基づく医師又は歯科医師でない理事のうちからの理事長の選出の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(3)の2～(3)の4 省略

(4) 法第47条第1項ただし書(法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

\_\_\_\_\_の規定に基づく管理者の一部を理事に加えないことの認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(5) 法第50条第1項(法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

\_\_\_\_\_の規定に基づく定款又は寄附行為の変更の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(6)・(7) 省略

(8) 法第55条第6項(法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

\_\_\_\_\_の規定に基づく医療法人の解散の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務

(9)～(11) 省略

(12) 法第57条第4項(法第68条の2第1項の規定により読み替えて適用される場合



<p>_____の規定に基づく医療法人の合併の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務</p> <p>(13)～(20) 省略</p>		<p>_____を含む。)の規定に基づく医療法人の合併の認可の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務並びに認可書の交付に関する事務</p> <p>(13)～(20) 省略</p>	
<p>14の 3～16 省略</p>		<p>14の 3～16 省略</p>	
<p>17 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第33条の 7 第 1 項の規定に基づく精神科病院の指定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>17 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第33条の 4 第 1 項の規定に基づく精神科病院の指定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2)・(3) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>
<p>17の 2～19 省略</p>		<p>17の 2～19 省略</p>	
<p>20 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号の規定に基づく仮使用の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>_____</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 法第18条第24項第 1 号の規定に基づく仮使用の認定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>_____</p> <p>(4)～(13) 省略</p>	<p>各市町(法第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第97条の 2 第 1 項の建築主事を置く市を除く。)</p>	<p>20 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号の規定に基づく仮使用の承認の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務(特定行政庁の承認に係るものに限る。)</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 法第18条第22項第 1 号の規定に基づく仮使用の承認の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務(特定行政庁の承認に係るものに限る。)</p> <p>(4)～(13) 省略</p>	<p>各市町(法第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第97条の 2 第 1 項の建築主事を置く市を除く。)</p>
<p>20の 2・21 省略</p>		<p>20の 2・21 省略</p>	
<p>22 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 5 条第 1 項の規定に基づく第一種製造者に係る製造の許可に関する事務</p> <p>(2) 法第 5 条第 2 項の規定に基づく第二種製造者の届出の受理に関する事務</p> <p>(3) 法第 9 条の規定に基づく第一種製造者に係る製造の許可の取消しに関する事務</p> <p>(4) 法第10条第 2 項の規定に基づく第一種製造者の地位の承継の届出の受理に関する事務</p> <p>(5) 法第10条の 2 第 2 項(法第24条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく第二種製造者等の地位の承継の届出の受理に関する事務</p>	<p>新居浜市</p>	<p>22 削除</p>	

- |   |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
| <p>(6) <u>法第11条第3項の規定に基づく第一種製造者の製造のための施設等に係る技術上の基準への適合命令に関する事務</u></p>    |  |  |  |  |
| <p>(7) <u>法第12条第3項の規定に基づく第二種製造者の製造のための施設等に係る技術上の基準への適合命令に関する事務</u></p>    |  |  |  |  |
| <p>(8) <u>法第14条第1項の規定に基づく第一種製造者の製造のための施設の位置の変更の工事等の許可に関する事務</u></p>       |  |  |  |  |
| <p>(9) <u>法第14条第2項の規定に基づく軽微な変更の工事の届出の受理に関する事務</u></p>                     |  |  |  |  |
| <p>(10) <u>法第14条第4項の規定に基づく第二種製造者の製造のための施設の位置の変更の工事等の届出の受理に関する事務</u></p>   |  |  |  |  |
| <p>(11) <u>法第15条第2項の規定に基づく高圧ガスの貯蔵に係る技術上の基準への適合命令に関する事務</u></p>            |  |  |  |  |
| <p>(12) <u>法第16条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の設置の許可に関する事務</u></p>                      |  |  |  |  |
| <p>(13) <u>法第17条第2項の規定に基づく第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理に関する事務</u></p>     |  |  |  |  |
| <p>(14) <u>法第17条の2第1項の規定に基づく第二種貯蔵所の設置の届出の受理に関する事務</u></p>                 |  |  |  |  |
| <p>(15) <u>法第18条第3項の規定に基づく第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の位置等に係る技術上の基準への適合命令に関する事務</u></p> |  |  |  |  |
| <p>(16) <u>法第19条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所の位置の変更の工事等の許可に関する事務</u></p>               |  |  |  |  |
| <p>(17) <u>法第19条第2項の規定に基づく軽微な変更の工事の届出の受理に関する事務</u></p>                    |  |  |  |  |
| <p>(18) <u>法第19条第4項の規定に基づく第二種貯蔵所の位置の変更の工事等の届出の受理に関する事務</u></p>            |  |  |  |  |
| <p>(19) <u>法第20条第1項本文の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設等の完成検査に関する事務</u></p>             |  |  |  |  |
| <p>(20) <u>法第20条第1項ただし書の規定に基づく完成検査の受検に係る届出の受理に関する事務</u></p>               |  |  |  |  |
| <p>(21) <u>法第20条第3項本文の規定に基づく完成検査に関する事務</u></p>                            |  |  |  |  |
| <p>(22) <u>法第20条第3項第1号の規定に基づく完成検査の受検に係る届出の受理に関する事務</u></p>                |  |  |  |  |
| <p>(23) <u>法第20条第4項の規定に基づく完成検査の結果の報告の受理に関する事務</u></p>                     |  |  |  |  |
| <p>(24) <u>法第20条の4の規定に基づく販売事業の届出の受理に関する事務</u></p>                         |  |  |  |  |
| <p>(25) <u>法第20条の4の2第2項の規定に基づく販売業者の地位の承継の届出の受理に</u></p>                   |  |  |  |  |

## 関する事務

- (26) 法第20条の5第2項の規定に基づく周知等の勧告に関する事務
- (27) 法第20条の5第3項の規定に基づく勧告に従わなかった旨の公表に関する事務
- (28) 法第20条の6第2項の規定に基づく販売の方法に係る技術上の基準への適合命令に関する事務
- (29) 法第20条の7の規定に基づく販売をする高圧ガスの種類の変更の届出の受理に関する事務
- (30) 法第21条第1項の規定に基づく第一種製造者に係る製造の開始等の届出の受理に関する事務
- (31) 法第21条第2項の規定に基づく法第5条第2項第1号の第二種製造者に係る製造の事業の廃止の届出の受理に関する事務
- (32) 法第21条第3項の規定に基づく法第5条第2項第2号の第二種製造者に係る製造の廃止の届出の受理に関する事務
- (33) 法第21条第4項の規定に基づく第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の用途の廃止の届出の受理に関する事務
- (34) 法第21条第5項の規定に基づく販売業者の販売事業の廃止の届出の受理に関する事務
- (35) 法第22条第1項本文の規定に基づく輸入をした高圧ガス等に係る輸入検査に関する事務
- (36) 法第22条第1項第1号の規定に基づく輸入検査の受検に係る届出の受理に関する事務
- (37) 法第22条第2項の規定に基づく輸入検査の結果の報告の受理に関する事務
- (38) 法第22条第3項の規定に基づく輸入された高圧ガスの廃棄等の措置命令に関する事務
- (39) 法第24条の2第1項の規定に基づく特定高圧ガスの消費の届出の受理に関する事務
- (40) 法第24条の3第3項の規定に基づく特定高圧ガス消費者の消費のための施設等に係る技術上の基準への適合命令に関する事務
- (41) 法第24条の4第1項の規定に基づく特定高圧ガス消費者の消費のための施設の位置の変更の工事等の届出の受理に関する事務
- (42) 法第24条の4第2項の規定に基づく特定高圧ガスの消費の廃止の届出の受理に関する事務
- (43) 法第26条第1項の規定に基づく危害予

- |                          |  |  |  |  |
|--------------------------|--|--|--|--|
| 防規程の届出の受理に関する事務          |  |  |  |  |
| (44) 法第26条第2項の規定に基づく危害予  |  |  |  |  |
| 防規程の変更の命令に関する事務          |  |  |  |  |
| (45) 法第26条第4項の規定に基づく危害予  |  |  |  |  |
| 防規程の遵守等の命令及び勧告に関する       |  |  |  |  |
| 事務                       |  |  |  |  |
| (46) 法第27条第2項の規定に基づく保安教  |  |  |  |  |
| 育計画の変更の命令に関する事務          |  |  |  |  |
| (47) 法第27条第5項の規定に基づく保安教  |  |  |  |  |
| 育計画の実行等の勧告に関する事務         |  |  |  |  |
| (48) 法第27条の2第5項(法第27条の4第 |  |  |  |  |
| 2項、第28条第3項及び第33条第3項に     |  |  |  |  |
| おいて準用する場合を含む。)の規定に       |  |  |  |  |
| 基づく保安統括者等の選任又は解任の届       |  |  |  |  |
| 出の受理に関する事務               |  |  |  |  |
| (49) 法第27条の2第6項(法第27条の3第 |  |  |  |  |
| 3項において準用する場合を含む。)の       |  |  |  |  |
| 規定に基づく保安技術管理者等の選任又       |  |  |  |  |
| は解任の届出の受理に関する事務          |  |  |  |  |
| (50) 法第34条の規定に基づく保安統括者等  |  |  |  |  |
| の解任命令に関する事務              |  |  |  |  |
| (51) 法第35条第1項本文の規定に基づく第  |  |  |  |  |
| 一種製造者の特定施設の保安検査に関す       |  |  |  |  |
| る事務                      |  |  |  |  |
| (52) 法第35条第1項第1号の規定に基づく  |  |  |  |  |
| 保安検査の受検に係る届出の受理に関す       |  |  |  |  |
| る事務                      |  |  |  |  |
| (53) 法第35条第3項の規定に基づく保安検  |  |  |  |  |
| 査の結果の報告の受理に関する事務         |  |  |  |  |
| (54) 法第36条第2項の規定に基づく高圧ガ  |  |  |  |  |
| スの製造のための施設等が危険な状態と       |  |  |  |  |
| なったときの届出の受理に関する事務        |  |  |  |  |
| (55) 法第38条第1項の規定に基づく第一種  |  |  |  |  |
| 製造者の製造等の許可の取消し及び製造       |  |  |  |  |
| 等の停止の命令に関する事務            |  |  |  |  |
| (56) 法第38条第2項の規定に基づく第二種  |  |  |  |  |
| 製造者の製造等の停止の命令に関する事       |  |  |  |  |
| 務                        |  |  |  |  |
| (57) 法第39条の規定に基づく公共の安全の  |  |  |  |  |
| 維持等のための緊急措置に関する事務        |  |  |  |  |
| (58) 法第39条の11第1項の規定に基づく完 |  |  |  |  |
| 成検査の記録の届出の受理に関する事務       |  |  |  |  |
| (59) 法第39条の11第2項の規定に基づく保 |  |  |  |  |
| 安検査の記録の届出の受理に関する事務       |  |  |  |  |
| (60) 法第49条の30の規定に基づく製造した |  |  |  |  |
| 容器等の回収等の措置命令に関する事務       |  |  |  |  |
| (61) 法第49条の35の規定に基づく輸入した |  |  |  |  |
| 容器等の回収等の措置命令に関する事務       |  |  |  |  |
| (62) 法第61条第1項の規定に基づく第一種  |  |  |  |  |
| 製造者等の業務に係る報告の徴収に関す       |  |  |  |  |
| る事務                      |  |  |  |  |
| (63) 法第62条第1項の規定に基づく高圧ガ  |  |  |  |  |
| スの製造をする者等に対する立入検査等       |  |  |  |  |

に関する事務

- (64) 法第63条第1項の規定に基づく災害発生等の届出の受理に関する事務
- (65) 法第63条第2項の規定に基づく災害発生に係る事項の報告の命令に関する事務
- (66) 法第64条の規定に基づく災害発生時の指示に関する事務
- (67) 法第74条第1項の規定に基づく県公安委員会等への通報に関する事務
- (68) 法第74条第2項の規定に基づく警察官からの通報の受理に関する事務
- (69) 法第74条第3項の規定に基づく消防吏員等からの通報の受理に関する事務
- (70) 法第74条第4項の規定に基づく経済産業大臣への報告に関する事務
- (71) 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下この項において「政令」という。）第18条第2項第2号の規定に基づく法第41条第2項に規定する容器製造業者の製造の方法の技術上の基準への適合命令に関する事務
- (72) 政令第18条第2項第3号の規定に基づく法第44条第1項本文に規定する容器検査に関する事務
- (73) 政令第18条第2項第3号の規定に基づく法第45条第1項に規定する容器への刻印に関する事務
- (74) 政令第18条第2項第3号の規定に基づく法第45条第2項に規定する容器への標章の掲示に関する事務
- (75) 政令第18条第2項第3号の規定に基づく法第48条第5項に規定する容器への充填の許可に関する事務
- (76) 政令第18条第2項第3号の規定に基づく法第54条第1項に規定する刻印等の申請の受理に関する事務
- (77) 政令第18条第2項第3号の規定に基づく法第54条第2項に規定する刻印等及び刻印等の抹消に関する事務
- (78) 政令第18条第2項第3号の規定に基づく法第56条第1項に規定する容器のくず化等の命令に関する事務
- (79) 政令第18条第2項第3号の規定に基づく法第56条第2項に規定する報告の受理に関する事務
- (80) 政令第18条第2項第4号の規定に基づく法第49条第1項に規定する容器再検査に関する事務
- (81) 政令第18条第2項第4号の規定に基づく法第49条第3項に規定する容器への刻印に関する事務
- (82) 政令第18条第2項第4号の規定に基づく法第49条第4項に規定する容器への標

<p>章の掲示に関する事務</p> <p>83 政令第18条第2項第6号の規定に基づく く法第49条の2第1項本文に規定する附属品検査に関する事務</p> <p>84 政令第18条第2項第6号の規定に基づく く法第49条の3第1項に規定する附属品への刻印に関する事務</p> <p>85 政令第18条第2項第6号の規定に基づく く法第56条第4項において準用する同条第1項に規定する附属品のくず化等の命令に関する事務</p> <p>86 政令第18条第2項第6号の規定に基づく く法第56条第4項において準用する同条第2項に規定する報告の受理に関する事務</p> <p>87 政令第18条第2項第7号の規定に基づく く法第49条の4第1項に規定する附属品再検査に関する事務</p> <p>88 政令第18条第2項第7号の規定に基づく く法第49条の4第3項に規定する附属品への刻印に関する事務</p> <p>89 政令第18条第2項第8号の規定に基づく く法第50条第3項に規定する容器検査所の登録及びその更新に関する事務</p> <p>90 政令第18条第2項第8号の規定に基づく く法第50条第4項に規定する容器再検査等を行うことができる容器又は附属品の種類の制限に関する事務</p> <p>91 政令第18条第2項第8号の規定に基づく く法第52条第2項に規定する検査主任者の選任又は解任の届出の受理に関する事務</p> <p>92 政令第18条第2項第8号の規定に基づく く法第52条第4項に規定する検査主任者の解任命令に関する事務</p> <p>93 政令第18条第2項第8号の規定に基づく く法第53条に規定する容器検査所の登録の取消し及び容器再検査等の停止の命令に関する事務</p> <p>94 政令第18条第2項第9号の規定に基づく く法第56条の2に規定する容器再検査等の業務の廃止の届出の受理に関する事務</p>			
<p>23 高圧ガス保安法 _____ _____に基づく事務のうち、同法第62条第1項の規定に基づく高圧ガスを消費する者に対する立入検査に関する事務</p>	<p>各市町（新居浜市を除く。）</p>	<p>23 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく事務のうち、同法第62条第1項の規定に基づく高圧ガスを消費する者に対する立入検査に関する事務</p>	<p>各市町 _____</p>
<p>24～26の3 省略</p>		<p>24～26の3 省略</p>	
<p>26の4 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 政令第7条第1項第4号の規定に基づく</p>	<p>今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予</p>	<p>26の4 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 政令第7条第1項第4号の規定に基づく</p>	<p>今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予</p>

<p>く法第46条第5項 _____に規定する定款の変更の届出（法第25条第5号、第9号から第11号まで、第16号、第17号、第19号及び第20号の事項に係るものに限る。）の受理に関する事務</p> <p>(5)～(9) 省略</p>	<p>市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>	<p>く法第46条第2項及び同条第4項において準用する法第28条に規定する定款の変更の認可 _____ _____に関する事務</p> <p>(5)～(9) 省略</p>	<p>市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>
<p>26の5 省略</p>		<p>26の5 省略</p>	
<p>27 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に関する次に掲げるもの（施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は第1号から第9号まで及び第11号から第15号までの事務については施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。）</p> <p>(1)～(15) 省略</p>	<p>今治市、新居浜市、大洲市、東温市、久万高原町、内子町及び愛南町（左欄第10号の事務にあっては、今治市、新居浜市、大洲市及び東温市を除く。）</p>	<p>27 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に関する次に掲げるもの（施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は第1号から第9号まで及び第11号から第15号までの事務については施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。）</p> <p>(1)～(15) 省略</p>	<p>今治市、新居浜市、大洲市、東温市、久万高原町及び内子町 __（左欄第10号の事務にあっては、今治市、新居浜市、大洲市及び東温市を除く。）</p>
<p>28～36 省略</p>		<p>28～36 省略</p>	
<p>37 調理師法（昭和33年法律第147号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条_____の規定に基づく免許の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(1)の2 法第3条第1号の規定に基づく調理師養成施設の指定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 削除</p> <p>(5) 調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。）第1条の3第2項の規定により知事を経由する同条第1項の規定に基づく指定養成施設の変更の承認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(6)～(13) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>37 調理師法（昭和33年法律第147号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定に基づく免許の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 調理師法施行令（昭和33年政令第303号。以下この項において「政令」という。）第1条の2の規定により知事を経由する法第3条第1項第1号の規定に基づく調理師養成施設の指定の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 政令 _____ _____第1条の3第2項の規定により知事を経由する同条第1項の規定に基づく指定養成施設の変更の承認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(6)～(13) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>
<p>37の2～39 省略</p>		<p>37の2～39 省略</p>	

40 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び  
安全性の確保等に関する法律（昭和35年法  
律第145号。以下この項において「法」と  
いう。）\_\_\_\_\_に基  
づく事務のうち、次に掲げるもの

(1)~(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

保健所を設置  
する市

40 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び  
安全性の確保等に関する法律（昭和35年法  
律第145号。以下この項において「法」と  
いう。）及び法の施行のための規則に基  
づく事務のうち、次に掲げるもの

(1)~(3) 省略

(4) 法第39条第 1 項の規定に基づく高度管  
理医療機器等の販売業及び貸与業の許可  
に関する事務

(5) 法第39条第 4 項の規定に基づく高度管  
理医療機器等の販売業及び貸与業の許可  
の更新に関する事務

(5)の 2 省略

(6) 法第39条の 3 第 1 項の規定に基づく管  
理医療機器の販売業及び貸与業の届出の  
受理に関する事務

(7) 法第40条第 1 項において準用する法第  
10条第 1 項の規定に基づく高度管理医療  
機器等の販売業及び貸与業の廃止等の届  
出の受理に関する事務

(8) 法第40条第 2 項において準用する法第  
10条第 1 項の規定に基づく管理医療機器  
の販売業及び貸与業の廃止等の届出の受  
理に関する事務

(9) 法第69条第 2 項の規定に基づく医療機  
器の販売業者及び貸与業者に対する報告  
の徴収及び立入検査に関する事務

(10) 省略

(11) 法第70条第 1 項の規定に基づく医療機  
器の販売業者及び貸与業者に対する廃棄  
等の措置命令に関する事務

(12) 法第72条第 4 項の規定に基づく医療機  
器の販売業者及び貸与業者に対する構造  
設備の改善命令等に関する事務

(13) 省略

(14) 法第72条の 4 の規定に基づく医療機器  
の販売業者及び貸与業者に対する業務運  
営改善等の措置命令に関する事務

(15) 法第73条の規定に基づく高度管理医療  
機器等の販売業及び貸与業の管理者の変  
更命令に関する事務

(16) 法第75条第 1 項の規定に基づく医療機  
器の販売業及び貸与業の許可の取消し等  
に関する事務

(17) 法第76条の規定に基づく高度管理医療  
機器等の販売業及び貸与業の許可の更新  
を拒否する場合の弁明等の機会の付与に  
関する事務

(18) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及  
び安全性の確保等に関する法律施行令  
（昭和36年政令第11号。以下この項にお  
いて「政令」という。）第44条の規定に  
基づく高度管理医療機器等の販売業及び

保健所を設置  
する市



		<p>貸与業の許可証の交付に関する事務</p> <p>(19) 政令第45条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の書換え交付に関する事務</p> <p>(20) 政令第46条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の再交付に関する事務</p> <p>(21) 政令第46条第3項及び第47条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可証の返納の受理に関する事務</p> <p>(22) 政令第48条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可台帳の備付けに関する事務</p> <p>(23) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この項において「省令」という。）第160条第3項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可申請の添付書類の特例の認定に関する事務</p> <p>(24) 省令第174条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の変更の届出の添付書類の特例の認定に関する事務</p> <p>(25) 前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</p>	
<p>40の2～47 省略</p>		<p>40の2～47 省略</p>	
<p>48 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8)から(11)まで 削除</p> <p>(12) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>48 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 政令第21条第3項の規定に基づく指定養成施設の構造設備等の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(9)から(11)まで 削除</p> <p>(12) 省略</p>	<p>保健所を設置する市</p>
<p>48の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものを除く。）</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者の登録に関する事務</p> <p>(2) 法第3条の2第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿への登録に関する事務</p> <p>(3) 法第3条の2第2項の規定に基づく液</p>	<p>新居浜市</p>		

化石油ガス販売事業者の登録の通知に関する事務

- (4) 法第3条の2第3項の規定に基づく化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付及び閲覧に関する事務
- (5) 法第4条第2項の規定に基づく化石油ガス販売事業者の登録の拒否の通知に関する事務
- (6) 法第6条（法第35条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく登録行政庁等の変更の届出の受理に関する事務
- (7) 法第8条（法第35条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく化石油ガス販売事業者等の氏名等の変更の届出の受理に関する事務
- (8) 法第10条第3項（法第35条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づく化石油ガス販売事業者等の地位の承継の届出の受理に関する事務
- (9) 法第13条第2項の規定に基づく措置命令に関する事務
- (10) 法第14条第2項の規定に基づく一般消費者等への同条第1項の規定による書面の交付又は再交付の命令に関する事務
- (11) 法第16条第3項の規定に基づく貯蔵施設等に係る技術上の基準への適合命令に関する事務
- (12) 法第16条の2第2項の規定に基づく供給設備に係る技術上の基準への適合命令に関する事務
- (13) 法第19条第2項の規定に基づく業務主任者の選任又は解任の届出の受理に関する事務
- (14) 法第21条第2項の規定に基づく業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理に関する事務
- (15) 法第22条の規定に基づく業務主任者等の解任命令に関する事務
- (16) 法第23条（法第35条の4において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく化石油ガス販売事業者等の廃止の届出の受理に関する事務
- (17) 法第25条の規定に基づく化石油ガス販売事業者の登録の取消しに関する事務
- (18) 法第26条の規定に基づく化石油ガス販売事業者の登録の取消し及び化石油ガス販売事業の停止の命令に関する事務
- (19) 法第26条の2の規定に基づく化石油ガス販売事業者の登録の消除に関する事務
- (20) 法第29条第1項の規定に基づく保安機関の認定に関する事務

- |   |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|
| <p>(21) <u>法第32条第1項の規定に基づく保安機<br/>関の認定の更新に関する事務</u></p>   |  |  |  |  |
| <p>(22) <u>法第33条第1項の規定に基づく一般消<br/>費者等の数の増加の認可に関する事務</u></p>   |  |  |  |  |
| <p>(23) <u>法第33条第2項の規定に基づく一般消<br/>費者等の数の減少の届出の受理に関する<br/>事務</u></p>   |  |  |  |  |
| <p>(24) <u>法第34条第3項の規定に基づく保安業<br/>務の実施等の命令に関する事務</u></p>  |  |  |  |  |
| <p>(25) <u>法第35条第1項の規定に基づく保安業<br/>務規程の認可に関する事務</u></p>  |  |  |  |  |
| <p>(26) <u>法第35条第3項の規定に基づく保安業<br/>務規程の変更の命令に関する事務</u></p>   |  |  |  |  |
| <p>(27) <u>法第35条の2の規定に基づく保安機関<br/>に対する認定の基準への適合命令に関す<br/>る事務</u></p>  |  |  |  |  |
| <p>(28) <u>法第35条の3の規定に基づく保安機関<br/>の認定の取消しに関する事務</u></p>   |  |  |  |  |
| <p>(29) <u>法第35条の5の規定に基づく消費設備<br/>に係る技術上の基準への適合命令に関す<br/>る事務</u></p>  |  |  |  |  |
| <p>(30) <u>法第35条の6第1項の規定に基づく保<br/>安確保機器の設置等の方法の基準適合性<br/>の認定に関する事務</u></p>                                  |  |  |  |  |
| <p>(31) <u>法第35条の7の規定に基づく一般消費<br/>者等の数の報告の受理に関する事務</u></p>  |  |  |  |  |
| <p>(32) <u>法第35条の10第1項の規定に基づく保<br/>安確保機器の設置等の方法の基準適合性<br/>の認定の取消しに関する事務</u></p>                             |  |  |  |  |
| <p>(33) <u>法第35条の10第2項の規定に基づく認<br/>定液化石油ガス販売事業者への報告の催<br/>告及び認定の取消しに関する事務</u></p>                           |  |  |  |  |
| <p>(34) <u>法第36条第1項の規定に基づく貯蔵施<br/>設等の設置の許可に関する事務</u></p>  |  |  |  |  |
| <p>(35) <u>法第37条の2第1項（法第37条の4第<br/>3項において読み替えて準用する場合を<br/>含む。）の規定に基づく貯蔵施設等の位<br/>置等の変更の許可に関する事務</u></p>     |  |  |  |  |
| <p>(36) <u>法第37条の2第2項（法第37条の4第<br/>3項において読み替えて準用する場合を<br/>含む。）の規定に基づく貯蔵施設の撤去<br/>等の届出の受理に関する事務</u></p>      |  |  |  |  |
| <p>(37) <u>法第37条の3第1項本文（法第37条の<br/>4第4項において読み替えて準用する場<br/>合を含む。）の規定に基づく貯蔵施設等<br/>の完成検査に関する事務</u></p>        |  |  |  |  |
| <p>(38) <u>法第37条の3第1項ただし書（法第37<br/>条の4第4項において読み替えて準用す<br/>る場合を含む。）の規定に基づく完成検<br/>査の受検に係る届出の受理に関する事務</u></p> |  |  |  |  |
| <p>(39) <u>法第37条の3第2項（法第37条の4第<br/>4項において準用する場合を含む。）の<br/>規定に基づく完成検査の結果の報告の受</u></p>                        |  |  |  |  |

理に関する事務

- (40) 法第37条の4第1項の規定に基づく充填設備の許可に関する事務
- (41) 法第37条の5第3項の規定に基づく充填設備等に係る技術上の基準への適合命令に関する事務
- (42) 法第37条の6第1項本文の規定に基づく充填設備の保安検査に関する事務
- (43) 法第37条の6第1項ただし書の規定に基づく保安検査の受検に係る届出の受理に関する事務
- (44) 法第37条の6第3項の規定に基づく保安検査の結果の報告の受理に関する事務
- (45) 法第37条の7第1項の規定に基づく貯蔵施設等の許可の取消し及びその使用の停止の命令に関する事務
- (46) 法第37条の7第2項の規定に基づく特定供給設備の使用の停止の命令に係る一般消費者等への通知に関する事務
- (47) 法第38条の10第1項の規定に基づく特定液化石油ガス設備工事の事業の届出の受理に関する事務
- (48) 法第38条の10第2項の規定に基づく特定液化石油ガス設備工事事業者の氏名等の変更又は事業の廃止の届出の受理に関する事務
- (49) 法第82条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者等の業務等の状況に係る報告の徴収に関する事務
- (50) 法第82条第2項の規定に基づく充填事業者の業務等の状況に係る報告の徴収に関する事務
- (51) 法第83条第3項の規定に基づく液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査等に関する事務
- (52) 法第83条第4項の規定に基づく保安機関に対する立入検査及び質問に関する事務
- (53) 法第87条第1項の規定に基づく関係行政機関への通報に関する事務
- (54) 法第87条第2項の規定に基づく消防長からの要請の受理に関する事務
- (55) 法第88条第2項第1号及び第1号の2の規定に基づく液化石油ガス販売事業者に係る認定及びその取消しの公示に関する事務
- (56) 法第90条第1項の規定に基づく液化石油ガス販売事業の停止の命令に係る聴聞に関する事務
- (57) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和43年政令第14号。以下この項において「政令」という。）第13条第1項の規定に基づく

<p>法第16条の2第2項に規定する供給設備に係る技術上の基準への適合命令に関する事務</p> <p>(58) 政令第13条第2項の規定に基づく法第82条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者の販売所に係る報告の徴収に関する事務</p> <p>(59) 政令第13条第3項の規定に基づく法第83条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者に対する立入検査等に関する事務</p> <p>(60) 政令第13条第4項の規定に基づく法第82条第1項に規定する保安機関の事務所等に係る報告の徴収に関する事務</p> <p>(61) 政令第13条第4項の規定に基づく法第83条第2項に規定する保安機関に対する立入検査及び質問に関する事務</p> <p>(62) 政令第13条第5項の規定に基づく法第82条第1項に規定する液化石油ガス設備士に係る報告の徴収に関する事務</p> <p>(63) 政令第13条第6項の規定に基づく法第82条第1項に規定する特定液化石油ガス設備工事事業者に係る報告の徴収に関する事務</p> <p>(64) 政令第13条第8項の規定に基づく報告に関する事務</p>			
<p>49 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 _____ に基づく事務のうち、同法第38条の3の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務</p>	<p>各市町</p>	<p>49 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務のうち、同法第38条の3の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務</p>	<p>各市町</p>
<p>49の2～52 省略</p>		<p>49の2～52 省略</p>	
<p>52の2 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第6号から第8号までの事務については、県が施行する市街地再開発事業に関するものを除く。）</p> <p>(1)～(8) 省略</p>	<p>久万高原町、砥部町、<u>内子町</u>及び<u>愛南町</u></p>	<p>52の2 都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（第6号から第8号までの事務については、県が施行する市街地再開発事業に関するものを除く。）</p> <p>(1)～(8) 省略</p>	<p>久万高原町、砥部町及び<u>内子町</u></p>
<p>52の3 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(6) 省略</p>	<p>今治市、新居浜市、大洲市、久万高原町、砥部町、<u>内子町</u>及び<u>愛南町</u></p>	<p>52の3 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(6) 省略</p>	<p>今治市、新居浜市、大洲市、久万高原町、砥部町及び<u>内子町</u></p>
<p>53～62 省略</p>		<p>53～62 省略</p>	

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表20の項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

○愛媛県条例第8号

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例**

愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>（県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p><b>第17条</b> 昭和50年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の4とする。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>（県民税の法人税割の税率の特例）</p> <p><b>第17条</b> 昭和50年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第13条第4項の規定にかかわらず、100分の4とする。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第9号

愛媛県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例**

愛媛県消費者行政活性化基金条例（平成21年愛媛県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第10号

愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県税賦課徴収条例等の一部を改正する条例**

（愛媛県税賦課徴収条例の一部改正）

**第1条** 愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（狩猟税の税率）</p> <p><b>第62条</b> 省略</p> <p>2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定</p>	<p>（狩猟税の税率）</p> <p><b>第62条</b> 省略</p> <p>2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定</p>

にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

(1) 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 4分の1

(2) 省略

附 則

（狩猟税の税率の特例）

**第27条** 平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第62条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

(2) 省略

にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

(1) 放鳥獣猟区（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第68条第2項第4号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 4分の1

(2) 省略

附 則

（狩猟税の税率の特例）

**第27条** 平成20年4月1日から平成28年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第62条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率とする。

(1) 対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。）に係る狩猟者の登録

(2) 省略

（愛媛県手数料条例の一部改正）

**第2条** 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条、第7条関係）			別表（第2条、第3条、第7条関係）		
1～5 省略			1～5 省略		
6 その他の手数料			6 その他の手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～58の6 省略			1～58の6 省略		
59 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査	狩猟免許申請手数料	(1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者の狩猟免許の申請に係る審査 3,900円 (2) 省略	59 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査	狩猟免許申請手数料	(1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者の狩猟免許の申請に係る審査 3,900円 (2) 省略
60 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第46条第2項の規定に基づく狩猟免許の再交付	省略		60 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第2項の規定に基づく狩猟免許の再交付	省略	
61 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	省略		61 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査	省略	
62 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定に基づく狩猟者の登録又は同法第61条第1項の規定に基づく変更登録	省略		62 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定に基づく狩猟者の登録又は同法第61条第1項の規定に基づく変更登録	省略	

63 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付	省略	
64 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定に基づく狩猟者記章の再交付	省略	
備考 省略		

63 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付	省略	
64 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第5項の規定に基づく狩猟者記章の再交付	省略	
備考 省略		

(愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

**第3条** 愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<b>別表(第2条関係)</b>		<b>別表(第2条関係)</b>	
事 務	市 町	事 務	市 町
1~59の3 省略		1~59の3 省略	
59の4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条の規定に基づく鳥獣の捕獲等の許可に関する事務のうち、次に掲げるものに係るもの(2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。) ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う狩猟鳥獣 <u>_____</u> 、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース又はノヤギの捕獲等(国有林野又は県有林の区域内において国又は県が行うものを除く。)及び飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等 イ 省略 (2)~(7) 省略	各市町	59の4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 <u>_____</u> (平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条の規定に基づく鳥獣の捕獲等の許可に関する事務のうち、次に掲げるものに係るもの(2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。) ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う狩猟鳥獣 <u>_____</u> 、 <u>カワウ</u> 、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース又はノヤギの捕獲等(国有林野又は県有林の区域内において国又は県が行うものを除く。)及び飛行場の区域内における航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣の捕獲等 イ 省略 (2)~(7) 省略	各市町
59の5~62 省略		59の5~62 省略	

(愛媛県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例の一部改正)

**第4条** 愛媛県鳥獣保護区等を表示する標識の寸法を定める条例(平成24年愛媛県条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第15条第14項ただし書(法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。)及び第34条第7項(法第35条第12項において準用する場合を	1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 <u>_____</u> (平成14年法律第88号。以下「法」という。)第15条第14項ただし書(法第28条第9項及び第29条第4項において準用する場合を含む。)及び第34条第7項(法第35条第12項において準用する場合を



む。)並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。)第37条第2項ただし書の標識の寸法は、次の表の左欄に掲げる標識(制札にあっては、支柱の部分を除く。\_\_\_\_\_)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、既存の工作物を利用して効果的に制札を設置することができる場合であって、当該制札を容易に視認できるときは、同表の寸法としな

いことができる。

省略

2 省略

む。)並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。)第37条第2項ただし書の標識の寸法は、次の表の左欄に掲げる標識(制札にあっては、支柱の部分を除く。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、既存の工作物を利用して効果的に制札を設置することができる場合であって、当該制札を容易に視認できるときは、同表の寸法としな

いことができる。

省略

2 省略

**附 則**

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

○愛媛県条例第11号

愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例**

愛媛県医療施設耐震化臨時特例基金条例(平成21年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>2 この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>2 この条例は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第12号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

**食品衛生法施行条例の一部を改正する条例**

食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(措置の基準)</p> <p><b>第2条</b> 法第50条第2項の公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、<u>危害分析・重要管理点方式(食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。)</u>を用いて衛生管理を行う場合にあっては別表第1の、<u>危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合にあっては別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(営業施設の基準)</p> <p><b>第3条</b> 法第51条の営業の施設についての公衆衛生の見地から必要な基準(以下「施設基準」という。)は、<u>別表第3から別表第5</u>までのとおりとする。</p>	<p>(措置の基準)</p> <p><b>第2条</b> 法第50条第2項の公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、<u>別表第1</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____のとおりとする。</p> <p>(営業施設の基準)</p> <p><b>第3条</b> 法第51条の営業の施設についての公衆衛生の見地から必要な基準(以下「施設基準」という。)は、<u>別表第2から別表第4</u>までのとおりとする。</p>

(食品衛生検査施設の基準)

**第5条** 政令第8条第1項の食品衛生検査施設の設備及び職員配置についての基準は、別表第6のとおりとする。

(手数料)

**第7条** 法の規定に基づく事務のうち、別表第7の左欄に掲げる事務につき、同表の中欄に掲げる名称の手数料を、同表の右欄に定める金額によって徴収する。

2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、別表第7の1の項に掲げる手数料にあっては検査の申込みの際に、同表の2の項及び3の項に掲げる手数料にあっては登録の申請の際に、その他の手数料にあっては許可の申請の際に納付しなければならない。

3 省略

**別表第1**(第2条、別表第2関係)

公衆衛生上講ずべき措置の基準(危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合)

1 営業の施設の管理

(1)~(3) 省略

(4) 使用水等の管理

ア 施設においては、水道水(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第1項に規定する水道又は愛媛県水道条例(昭和38年愛媛県条例第19号)第2条第1項に規定する水道により供給される水をいう。以下同じ。)その他知事が飲用に適すると認めた水を使用すること。ただし、暖房用蒸気、防火用水等食品製造に直接関係のない目的で使用する場合及び冷却又は食品の安全に影響を及ぼさない工程において清浄海水を使用する場合であって、これらの水が食品に直接触れる水に混入しないようにするときは、この限りでない。

イ 井戸水、自家用水道の水その他水道水以外の水(以下「井戸水等」という。)を使用する場合(アのただし書に規定する場合を除く。)は、年1回以上食品衛生検査施設(法第29条第1項及び第2項に規定する検査施設をいう。)、登録検査機関(法第4条第9項に規定する登録検査機関をいう。)又は知事の指定した試験施設で水質検査を行い、その成績書を1年間保存すること。ただし、不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合は、その都度水質検査を行うこと。

ウ イの水質検査の結果、使用する水が飲用に適しないとされたときは、直ちに使用を中止し、施設の所在地を管轄する保健所長又は食肉衛生検査センター所長(以下「保健所長等」という。)の指示を受け、適切な措置を講ずること。

エ 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。

オ 井戸水等を使用する場合で、滅菌装置又は浄水装置を設置したときは、当該装置が正常に作動しているかどうかを定期的に確認し、その記録を作成の日から1年間保存すること。

カ 氷は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用に適する水から作るとともに、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。

キ 使用した水を再利用する場合は、食品の安全性に影響し

(食品衛生検査施設の基準)

**第5条** 政令第8条第1項の食品衛生検査施設の設備及び職員配置についての基準は、別表第5のとおりとする。

(手数料)

**第7条** 法の規定に基づく事務のうち、別表第6の左欄に掲げる事務につき、同表の中欄に掲げる名称の手数料を、同表の右欄に定める金額によって徴収する。

2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、別表第6の1の項に掲げる手数料にあっては検査の申込みの際に、

\_\_\_\_\_その他の手数料にあっては許可の申請の際に納付しなければならない。

3 省略

**別表第1**(第2条 \_\_\_\_\_関係)

公衆衛生上講ずべき措置の基準

1 営業の施設の管理

(1)~(3) 省略

ないように必要な処理を行うこととし、処理工程を適切に管理すること。

(5) ねずみ、昆虫等対策

ア 省略

イ 年2回以上、ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施する

こと。ただし、確実にねずみ、昆虫等を駆除することができる方法により当該駆除作業を実施する場合は、その施設の状況に応じた適切な頻度で実施することができる。

ウ イの駆除作業の記録を作成の日から1年間保存すること。

エ ねずみ、昆虫等の発生を認めたときは、食品に影響を及ぼさないように直ちに駆除すること。

オ 省略

カ 省略

(6) 省略

(4) ねずみ、昆虫等対策

ア 省略

イ 年2回以上、ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施し、その記録を作成の日から1年間保存するとともに、ねずみ、昆虫等の発生を認めたときには、食品に影響を及ぼさないように直ちに駆除すること。

ウ 省略

エ 省略

(5) 省略

(6) 食品等の取扱い

ア 原材料の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検すること。

イ 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じ、前処理を行った後、加工に供するとともに、当該食品に適した状態及び方法で保存すること。

ウ 冷蔵庫（冷蔵室を含む。）又は冷凍庫（冷凍室を含む。）で食品を保存する場合は、衛生上支障がないように区画すること。

エ 添加物を使用する場合は、正確に<sup>ひょう</sup>秤量し、適正に使用し、その記録を作成の日から1年間保存すること。

オ 食品の製造又は調理において、加熱する場合は、病原微生物その他の微生物及び毒素が、完全に又は安全な量まで死滅し、又は除去されるまで行うこと。

カ 食品は、当該食品の特性（水分活性、水素イオン濃度又は微生物による汚染状況等）、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形態、生食用、加熱加工用等の使用方法等に応じて冷蔵保存する等、製造、加工、処理、調理、保管、運搬、販売等の各過程において、時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。

キ 未加熱又は未加工の原材料は、加熱又は加工を行わずそのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

ク 食肉、鮮魚介類、殻付き卵等微生物の汚染源となるおそれのある食品等を取り扱った設備、機械器具等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。

ケ 生鮮物を始めとする原材料は、使用期限等に応じ先入れ、先出し等適切な順序で使用されるように保管すること。

コ 製品を入れ、又は包む器具及び容器包装は、製品を汚染及び損傷から保護することができ、かつ、適切な表示を行うことができるものを使用すること。

サ 再使用が可能な器具及び容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。

シ 食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）の製造、加工、処理又は調理に当たっては、次の事

項を実施すること。

(7) 原材料及び製品に金属、ガラス、じんあい、洗浄剤、潤滑油等の化学物質等が混入しないように措置を講ずること。

(イ) 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理すること。

(ウ) 原材料として使用していない特定原材料（府令第1条第2項第7号に規定する特定原材料をいう。）が製造工程において混入しないように措置を講ずること。

ス 原材料及び製品について定期的に衛生検査を行い、その記録を作成の日から1年間保存すること。

セ おう吐物等により汚染されたおそれのある食品は、廃棄すること。

(7) 停電等発生時の対応

ア 製造、加工、処理又は調理の過程で、停電等が発生し、作業を中断するときは、その途中にある食品が、じんあい、微生物等に汚染されないように措置を講ずること。

イ 停電等の発生から復旧までの間、冷凍、冷蔵又は温蔵で保管、保存等を行う必要のある食品は、できる限りその食品に適した温度を保つことができる方法で保管すること。

ウ 停電等の間、ア及びイの措置が講じられていない食品は、その後の工程で加熱を行うものであっても、耐熱性菌に汚染され、又は黄色ブドウ球菌等により耐熱性の毒素が産生されているおそれがあるので、食品の温度測定、衛生検査等で衛生上支障がないことを確認できないときは、製造、加工、処理及び調理に使用し、又は販売等を行わず、廃棄等の措置を講ずること。

エ 作業を再開する場合は、機械器具の正常な作動を確認するとともに、機械器具を洗浄し、必要に応じ、消毒すること。

オ アからエまでの停電等発生時の対応について、その手順を定めること。

(8) 使用水等の管理

ア 施設においては、水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第1項に規定する水道又は愛媛県水道条例（昭和38年愛媛県条例第19号）第2条第1項に規定する水道により供給される水をいう。以下同じ。）その他知事が飲用に適すると認められた水を使用すること。ただし、暖房用蒸気、防火用水等食品製造に直接関係のない目的で使用する場合及び冷却又は食品の安全に影響を及ぼさない工程において清浄海水を使用する場合であって、これらの水が食品に直接触れる水に混入しないようにするときは、この限りでない。

イ 井戸水、自家用水道の水その他水道水以外の水（以下「井戸水等」という。）を使用する場合（アのただし書に規定する場合を除く。）は、年1回以上食品衛生検査施設（法第29条第1項及び第2項に規定する検査施設をいう。）、登録検査機関（法第4条第9項に規定する登録検査機関をいう。）又は知事の指定した試験施設で水質検査を行い、その成績書を1年間保存すること。ただし、不慮の災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合は、その都度水質検査を行うこと。

ウ イの水質検査の結果、使用する水が飲用に適さないとき

## (7) 食品衛生責任者の設置

ア 政令第35条に規定する営業（法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない施設に係る営業を除く。）を営む場合は、施設又はその部門ごとに、食品、添加物、器具又は容器包装（以下「食品等」という。）を取り扱う者（以下「食品等取扱者」という。）のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。ただし、営業者（政令第35条に規定する営業を営む者に限る。ウ及びカにおいて同じ。）が自ら食品衛生責任者又は食品衛生管理者となる場合は、この限りでない。

イ～カ 省略

## (8) 衛生管理を行う班の編成

食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の食品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

## (9) 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

ア 製品の原材料等の組成、物理的性質又は化学的性質、殺菌又は静菌の方法、包装形態、保存性、保管条件、流通方法等の安全性に関する必要な事項及び想定する使用方法、消費者層等に関する事項を記載した製品説明書を作成すること。

イ 製品の全ての製造工程が記載された図（以下「製造工程一覧図」という。）を作成すること。

ウ 実際の製造工程及び施設設備の配置に照らして製造工程一覧図が適切であるかどうかの確認を行い、適切でない場合には、当該製造工程一覧図を修正すること。

## (10) 食品等の取扱い

次に掲げるところにより、製品の製造工程における全ての潜在的な食品衛生上の危害の原因となる物質を列挙し、危害の分析を実施して特定された食品衛生上の危害の原因となる物質を管理すること。

ア 製品の製造工程ごとに発生するおそれのある全ての食品衛生上の危害の原因となる物質の一覧表（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、人の健康に悪影響を及ぼす可能性及び<sup>(9)</sup>アの製品説明書に記載された事項を考慮して、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物

れたときは、直ちに使用を中止し、施設の所在地を管轄する保健所長又は食肉衛生検査センター所長（以下「保健所長等」という。）の指示を受け、適切な措置を講ずること。

エ 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。

オ 井戸水等を使用する場合で、滅菌装置又は浄水装置を設置したときは、当該装置が正常に作動しているかどうかを定期的に確認し、その記録を作成の日から1年間保存すること。

カ 水は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用に適する水から作るとともに、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。

キ 使用した水を再利用する場合は、食品の安全性に影響しないように必要な処理を行うこととし、処理工程を適切に管理すること。

## (9) 食品衛生責任者の設置

ア 政令第35条に規定する営業（法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない施設に係る営業を除く。）を営む場合は、施設又はその部門ごとに、食品等 \_\_\_\_\_を取り扱う者（以下「食品等取扱者」という。）のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。ただし、営業者（政令第35条に規定する営業を営む者に限る。ウ及びカにおいて同じ。）が自ら食品衛生責任者又は食品衛生管理者となる場合は、この限りでない。

イ～カ 省略

質を特定すること。

イ アの規定により特定された食品衛生上の危害の原因となる物質（以下「危害原因物質」という。）について、当該危害が発生するおそれのある製造工程ごとに、当該危害原因物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を定め、危害要因リストに記載すること。

ウ 危害原因物質による食品衛生上の危害の発生を防止するため、製造工程のうち、管理措置の実施状況の連続的な確認又は相当な頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定めること。

エ ウの規定にかかわらず、重要管理点を定める必要がないと認められる相当の理由がある場合は、重要管理点を定め  
ないことができる。この場合においては、その理由を記載した文書を作成すること。

オ 重要管理点の決定に当たっては、重要管理点における管理措置では食品衛生上の危害の発生を防止できないおそれがあると認めるときは、当該重要管理点又はその前後の製造工程において適切な管理措置を講ずることができるよう、製品又は製造工程を見直すこと。

カ 重要管理点ごとに、危害原因物質を許容することができる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を定めること。

キ 管理基準の設定に当たっては、温度、時間、水分含量、水素イオン濃度、水分活性、有効塩素濃度等の測定できる指標又は官能検査に基づき確認できる指標を用いること。

ク 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経て製造された製品の出荷の防止を行うためのモニタリングの方法を定めるとともに、当該モニタリングを十分な頻度で実施すること。

ケ モニタリングにより管理措置が適切に講じられていないと認められた場合に講ずべき措置（以下「改善措置」という。）を重要管理点ごとに定め、必要に応じて当該改善措置を適切に実施すること。

コ アからケまでの措置により食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するための検証の方法を定め、十分な頻度で検証を行うこと。

(10) 記録の作成及び保存

ア 食品衛生上の危害の発生防止に必要な限度において、取り扱う食品等に係る仕入れ年月日、仕入れ元、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存すること。

イ アの記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通の実態等に応じて合理的な期間を設定すること。

ウ 保健所長等から要請があった場合は、食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な記録又は成績書を提出すること。

(11) 回収及び廃棄

ア 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止するため、当該問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるように回収に係る責任体制、具体的な回収の方法、保健所長

## (11) 省略

## (12) 記録の作成及び保存

ア 次に掲げる記録を作成し、保存すること。

- ア 危害原因物質の特定及び管理措置の設定に係る記録
- イ 重要管理点の決定に係る記録
- ウ 管理基準の設定に係る記録
- エ モニタリングの方法の設定及び実施状況に係る記録
- オ 改善措置の設定及び実施状況に係る記録
- カ 食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するための検証の方法の設定及び実施状況に係る記録

イ ア(カ)の実施状況に係る記録を作成したときは、モニタリングを実施した担当者及び責任者による署名を行うこと。

ウ 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品等に係る仕入れ年月日、仕入れ元、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存すること。

エ ア及びウの記録の保存期間は、取り扱う食品等の流通の実態等に応じて合理的な期間を設定すること。

オ 保健所長等から要請があった場合は、食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な記録又は成績書を提出すること。

## (13) 停電等発生時の対応

ア 製造、加工、処理又は調理の過程で、停電等が発生し、作業を中断するときは、その途中にある食品が、じんあい、微生物等に汚染されないように措置を講ずること。

イ 停電等の発生から復旧までの間、冷凍、冷蔵又は温蔵で保管、保存等を行う必要のある食品は、できる限りその食品に適した温度を保つことができる方法で保管すること。

ウ 停電等の間、ア及びイの措置が講じられていない食品は、その後の工程で加熱を行うものであっても、耐熱性菌に汚染され、又は黄色ブドウ球菌等により耐熱性の毒素が産生されているおそれがあるので、食品の温度測定、衛生検査等で衛生上支障がないことを確認できないときは、製造、加工、処理及び調理に使用し、又は販売等を行わず、廃棄等の措置を講ずること。

エ 作業を再開する場合は、機械器具の正常な作動を確認するとともに、機械器具を洗浄し、必要に応じ、消毒すること。

オ アからエまでの停電等発生時の対応について、その手順を定めること。

## (14) 回収及び廃棄

等への報告等の手順を定めること。

イ 販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その製品の回収、保健所長等への報告等を行うとともに、回収に至った原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

ウ 回収された製品は、他の製品と明確に区別して保管し、保健所長等の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。

エ 回収等を行う場合であって、当該食品による危害発生防止のため、緊急に消費者への注意喚起を行う必要があるときは、回収等に関する公表を行うこと。

## (12) 省略

ア 販売食品等に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止するため、当該問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び保健所長等への報告等の手順を定めること。

イ 販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、速やかに、その製品の回収、保健所長等への報告等を行うとともに、回収に至った原因を究明し、再発防止のための措置を講ずること。

ウ 回収された製品は、他の製品と明確に区別して保管し、保健所長等の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。

エ 回収等を行う場合であって、当該食品による危害発生防止のため、緊急に消費者への注意喚起を行う必要があるときは、回収等に関する公表を行うこと。

(15) 省略

(16) 消費者等からの苦情対応

ア 消費者等から販売食品等の異物の混入、異味、異臭等の苦情の申出があった場合は、苦情に対する原因究明を行い、苦情の内容が事実であると認めるときは、その結果を苦情申出者に情報提供を行い、必要に応じ、(14)イからエまでの措置を講ずること。

イ アの規定にかかわらず、法の規定に違反する食品等（製造し、加工し、又は輸入したものに限る。以下このイにおいて同じ。）に関する情報又は消費者からの健康被害（症状が食品等に起因し、又はその疑いがあると医師に診断されたものに限る。）に関する情報の提供があった場合は、保健所長等へ速やかに報告するとともに、必要に応じ、その製品の回収及び原因の究明を行い、再発防止のための措置並びに(14)ウ及びエの措置を講ずること。

2～6 省略

#### 別表第2（第2条関係）

公衆衛生上講ずべき措置の基準（危害分析・重要管理点方式を用いずに衛生管理を行う場合）

##### 1 営業の施設の管理

(1) 一般事項

別表第1の1の項(1)に定めるところによる。

(2) 施設の衛生管理

別表第1の1の項(2)に定めるところによる。

(3) 食品取扱設備等の衛生管理

別表第1の1の項(3)に定めるところによる。

(4) ねずみ、昆虫等対策

別表第1の1の項(5)に定めるところによる。

(5) 廃棄物及び排水の取扱い

別表第1の1の項(6)に定めるところによる。

(6) 食品等の取扱い

ア 原材料の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検すること。

イ 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じ、前処理を行った後、加工に供するとともに、当該食品に適した状態及び方法で保存すること。

ウ 冷蔵庫（冷蔵室を含む。）又は冷凍庫（冷凍室を含む。）

(13) 省略

(14) 消費者からの苦情対応

ア 消費者から販売食品等の異物の混入、異味、異臭等の苦情の申出があった場合は、苦情に対する原因究明を行い、苦情の内容が事実であると認めるときは、その結果を苦情申出者に情報提供を行い、必要に応じ、(11)イからエまでの措置を講ずること。

イ アの規定にかかわらず、法の規定に違反する食品等（製造し、加工し、又は輸入したものに限る。以下このイにおいて同じ。）に関する情報又は消費者からの健康被害（症状が食品等に起因し、又はその疑いがあると医師に診断されたものに限る。）に関する情報の提供があった場合は、保健所長等へ速やかに報告するとともに、必要に応じ、その製品の回収及び原因の究明を行い、再発防止のための措置並びに(11)ウ及びエの措置を講ずること。

2～6 省略



む。)で食品を保存する場合は、衛生上支障がないように区画すること。

エ 添加物を使用する場合は、正確に<sup>ひょう</sup>秤量し、適正に使用し、その記録を作成の日から1年間保存すること。

オ 食品の製造又は調理において、加熱する場合は、病原微生物その他の微生物及び毒素が、完全に又は安全な量まで死滅し、又は除去されるまで行うこと。

カ 食品は、当該食品の特性(水分活性、水素イオン濃度又は微生物による汚染状況等)、消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形態、生食用、加熱加工用等の使用方法等に応じて冷蔵保存する等、製造、加工、処理、調理、保管、運搬、販売等の各過程において、時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。

キ 未加熱又は未加工の原材料は、加熱又は加工を行わずそのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

ク 食肉、鮮魚介類、殻付き卵等微生物の汚染源となるおそれのあるものを取り扱った設備、機械器具等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。

ケ 生鮮物等の原材料は、使用期限等に応じ先入れ、先出し等適切な順序で使用されるように保管すること。

コ 製品を入れ、又は包む器具及び容器包装は、製品を汚染及び損傷から保護することができ、かつ、適切な表示を行うことができるものを使用すること。

サ 再使用が可能な器具及び容器包装は、洗浄及び消毒が容易なものをを用いること。

シ 食品等の製造、加工、処理又は調理に当たっては、次の事項を実施すること。

(7) 原材料及び製品に金属、ガラス、じんあい、洗浄剤、潤滑油等の化学物質等が混入しないように措置を講ずること。

(イ) 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理すること。

(ウ) 原材料として使用していない特定原材料(府令第1条第2項第7号に規定する特定原材料をいう。)が製造工程において混入しないように措置を講ずること。

ス 原材料及び製品について定期的に衛生検査を行い、その記録を作成の日から1年間保存すること。

セ おう吐物等により汚染されたおそれのある食品は、廃棄すること。

(7) 停電等発生時の対応

別表第1の1の項<sup>(13)</sup>に定めるところによる。

(8) 使用水等の管理

別表第1の1の項<sup>(4)</sup>に定めるところによる。

(9) 食品衛生責任者の設置

別表第1の1の項<sup>(7)</sup>に定めるところによる。

(10) 記録の作成及び保存

別表第1の1の項<sup>(12)</sup>のウからオまでに定めるところによる。

(11) 回収及び廃棄

別表第1の1の項<sup>(14)</sup>に定めるところによる。

(12) 管理運営要領の作成

別表第1の1の項<sup>(11)</sup>に定めるところによる。

(13) 検食の実施

別表第1の1の項<sup>(15)</sup>に定めるところによる。

(14) 消費者等からの苦情対応

別表第1の1の項<sup>(16)</sup>に定めるところによる。

2 施設等における食品等取扱者等の衛生管理

別表第1の2の項に定めるところによる。

3 施設等における食品等取扱者等に対する教育訓練

別表第1の3の項に定めるところによる。

4 運搬

別表第1の4の項に定めるところによる。

5 販売

別表第1の5の項に定めるところによる。

6 表示

別表第1の6の項に定めるところによる。

別表第3（第3条関係）

共 通 施 設 基 準

1～3 省略

4 適用除外

1から3までの基準は、別表第5の施設の特例基準が適用される施設については、適用しない。

別表第4（第3条関係） 省略

別表第5（第3条、別表第3関係） 省略

別表第6（第5条関係） 省略

別表第7（第7条関係）

事 務	名 称	金 額
1 省略		
2 法第48条第6項第3号の養成施設の登録	食品衛生管理者養成施設登録手数料	150,000円
3 法第48条第6項第4号の講習会の登録	食品衛生管理者講習会登録手数料	90,000円
4 省略		
5 省略		
6 省略		
7 省略		
8 省略		
9 省略		
10 省略		
11 省略		
12 省略		
13 省略		
14 省略		
15 省略		
16 省略		
17 省略		
18 省略		
19 省略		
20 省略		
21 省略		
22 省略		

別表第2（第3条関係）

共 通 施 設 基 準

1～3 省略

4 適用除外

1から3までの基準は、別表第4の施設の特例基準が適用される施設については、適用しない。

別表第3（第3条関係） 省略

別表第4（第3条、別表第2関係） 省略

別表第5（第5条関係） 省略

別表第6（第7条関係）

事 務	名 称	金 額
1 省略		
2 省略		
3 省略		
4 省略		
5 省略		
6 省略		
7 省略		
8 省略		
9 省略		
10 省略		
11 省略		
12 省略		
13 省略		
14 省略		
15 省略		
16 省略		
17 省略		
18 省略		
19 省略		
20 省略		

23 省略		
24 省略		
25 省略		
26 省略		
27 省略		
28 省略		
29 省略		
30 省略		
31 省略		
32 省略		
33 省略		
34 省略		
35 省略		
36 省略		
37 省略		

備考 法第52条第1項の規定に基づき営業の許可を受けている者が当該営業の許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合におけるこの表の4の項から37の項までに掲げる手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、これらの項に掲げる手数料の金額の100分の80に相当する金額とする。

21 省略		
22 省略		
23 省略		
24 省略		
25 省略		
26 省略		
27 省略		
28 省略		
29 省略		
30 省略		
31 省略		
32 省略		
33 省略		
34 省略		
35 省略		

備考 法第52条第1項の規定に基づき営業の許可を受けている者が当該営業の許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合におけるこの表の2の項から35の項までに掲げる手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、これらの項に掲げる手数料の金額の100分の80に相当する金額とする。

附 則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 愛媛県食の安全安心推進条例（平成20年愛媛県条例第71号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（自主回収の公表等）</p> <p><b>第23条</b> 知事は、前条第1項本文若しくは第3項の規定による報告又は食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）別表第1の1の項<sup>(4)</sup>イ若しくは別表第2の1の項<sup>(1)</sup>の規定による報告があったときは、速やかにその旨を公表するとともに、当該報告に係る情報を関係行政機関の長に提供しなければならない。</p>	<p>（自主回収の公表等）</p> <p><b>第23条</b> 知事は、前条第1項本文若しくは第3項の規定による報告又は食品衛生法施行条例（平成12年愛媛県条例第16号）別表第1の1の項<sup>(1)</sup>イ_____の規定による報告があったときは、速やかにその旨を公表するとともに、当該報告に係る情報を関係行政機関の長に提供しなければならない。</p>

○愛媛県条例第13号

愛媛県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

愛媛県食の安全安心推進条例（平成20年愛媛県条例第71号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（保健所を設置する市が処理する事務）</p> <p><b>第28条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1</p>	<p>（保健所を設置する市が処理する事務）</p> <p><b>第28条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1</p>

項の規定に基づき、食品衛生法若しくは健康増進法（平成14年法律第103号）の規定又は食品表示法（平成25年法律第70号）の規定（国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示に係る部分に限る。）に違反し、又は違反するおそれがある食品等に関する次に掲げる事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、保健所を設置する市が処理することとする。

(1)～(6) 省略

項の規定に基づき、食品衛生法又は健康増進法（平成14年法律第103号）の規定

に違反し、又は違反するおそれがある食品等に関する次に掲げる事務（この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。）は、保健所を設置する市が処理することとする。

(1)～(6) 省略

附 則

この条例は、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行の日から施行する。

○愛媛県条例第14号

愛媛県母子家庭児童等の身元保証に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県母子家庭児童等の身元保証に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県母子家庭児童等の身元保証に関する条例（昭和32年愛媛県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この条例において「母子家庭児童等」とは、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項</u>に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子が現に扶養している児童及び同法附則第3条第1項に規定する父母のいない児童で、<u>20歳に満たないものをいう。</u></p> <p>（保証を受けることができる者の要件）</p> <p><b>第3条</b> この条例により県の身元保証を受けることができる者は、母子家庭児童等であつて次に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 県内に引き続き1年以上居住し、又は県内の児童福祉施設に<u>入所している</u>こと。</p> <p>(3) 省略</p>	<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この条例において「母子家庭児童等」とは、<u>母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和27年法律第350号）第2条第1項</u>に規定する配偶者のない女子<u>が現に扶養している児童及び同条第2項</u>に規定する父母のいない児童で<u>20歳に満たない者</u>をいう。</p> <p>（保証を受けることができる者の要件）</p> <p><b>第3条</b> この条例により県の身元保証を受けることができる者は、母子家庭児童等であつて次の<u>各号</u>に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 県内に引き続き1年以上居住し、又は県内の児童福祉施設に<u>収容されている</u>こと。</p> <p>(3) 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第15号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及び愛媛県児童相談所設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例及び愛媛県児童相談所設置条例の一部を改正する条例

（愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

**第1条** 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名 称	目 的	位 置	名 称	目 的	位 置

省略		
省略		
省略		
省略		
省略		

別表第2（第2条関係）

名 称	目 的	位 置	所轄区域
愛媛県 福祉総 合支援 センタ ー	(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所として、相談、調査、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導、児童の一時保護等を行う。</u>	松山市	県内全域 （目的の欄 <sup>(1)</sup> の児童相談所としての業務を行う場合に あつては、松山市、今治市（宮窪町四阪島を除く。） 、八幡浜市、大洲市、伊予市、東温市、越智郡、上浮穴郡、伊予郡、喜多郡及び西宇和郡）
	(2) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生相談所として、相談、指導、医学的、心理学的及び職能的判定、補装具の処方及び適合判定等を行う。</u>		
	(3) <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人相談所として、相談、調査、医学的、心理学的及び職能的判定、指導並びに要保護女子の一時保護を行う。</u>		
	(4) <u>知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生相談所として、相談、指導、医学的、心理学的及び職能的判定等を行う。</u>		
	(5) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、相談、指導、被害者の一時保護及び情報の提供その他の援助を行う。</u>		

省略		
愛媛県身体障害者更生相談所	身体障害者の相談に応じ、医学的、心理的及び機能的判定に基づき社会的更生の方途を指導する。	松山市
省略		
愛媛県婦人相談所	売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条に規定する業務を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する配偶者暴力相談支援センターとして、各般の問題についての相談、必要な指導、被害者の一時保護及び情報の提供その他の援助を行う。	松山市
省略		
愛媛県知的障害者更生相談所	知的障害者の更生と福祉の向上を図る。	松山市
省略		

別表第2（第2条関係）

名 称	目 的	位 置	所轄区域
愛媛県 中央児 童相談 所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第2項及び第3項に規定する業務を行う。	松山市	松山市、今治市（宮窪町四阪島を除く。） 、八幡浜市、大洲市、伊予市、東温市、越智郡、上浮穴郡、伊予郡、喜多郡及び西宇和郡

愛媛県 東予子 ども・ 女性支 援セン ター	(1) 児童福祉法に規定する児童相談所として、相談、調査、医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定、指導、児童の一時保護等を行う。 (2) 売春を行うおそれのある女子及び配偶者等からの暴力を受けた者についての相談、指導等を行う。	省略		愛媛県 東予児 童相談 所	同	省略	
愛媛県 南予子 ども・ 女性支 援セン ター	省略			愛媛県 南予児 童相談 所	省略		
省略				省略			

(愛媛県児童相談所設置条例の一部改正)

第2条 愛媛県児童相談所設置条例(平成12年愛媛県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表</b>				<b>別表</b>			
名 称	位 置	所管区域		名 称	位 置	所管区域	
愛媛県福祉総合支援センター	省略			愛媛県中央児童相談所	省略		
愛媛県東予子ども・女性支援センター	省略			愛媛県東予児童相談所	省略		
愛媛県南予子ども・女性支援センター	省略			愛媛県南予児童相談所	省略		

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第16号

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(地域との連携等)		(地域との連携等)	
<b>第53条</b> 省略		<b>第53条</b> 省略	
2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、 <u>障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する</u> 保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)による幼稚園、		2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、 <u>その家庭</u>	

小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第56条の8 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第56条の5（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。）の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18人）以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサ

\_\_\_\_\_からの相談に応じ、\_\_\_\_\_必要な援助を行うよう努めなければならない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所 に関する特例）

第56条の8 次に掲げる要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。） \_\_\_\_\_が、地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。） \_\_\_\_\_の

\_\_\_\_\_のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項 \_\_\_\_\_に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（同項 \_\_\_\_\_に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）以下同じ \_\_\_\_\_。

\_\_\_\_\_。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第56条の5（第24条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 \_\_\_\_\_については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 \_\_\_\_\_の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 \_\_\_\_\_の登録者（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項 \_\_\_\_\_に規定する登録者をいう。）の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所 \_\_\_\_\_に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を25人 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_以下とすること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 \_\_\_\_\_の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 \_\_\_\_\_の通いサ

ービスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号の居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条又は第171条に規定する基準を満たすこと。
- (5) 省略  
(従業者の員数)

第68条 省略

2 省略

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 省略

5 省略

(利用定員)

第71条 指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、5人以上とすることができ

ービスの利用者の数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_までの範囲内とすること。

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 \_\_\_\_\_の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第1号 \_\_\_\_\_の居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 \_\_\_\_\_の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 \_\_\_\_\_が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに指定障害福祉サービス基準条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第73条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条 \_\_\_\_\_に規定する基準を満たすこと。
- (5) 省略  
(従業者の員数)

第68条 省略

2 省略

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の有すべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

4 省略

5 省略

(利用定員)

第71条 指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、10人以上とする。



る。

(準用)

**第73条** 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から\_\_\_\_\_第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第56条まで\_\_\_\_\_の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、第17条中

「いう。第38条第6号及び第53条第2項」とあるのは「いう。第73条において準用する第38条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_読み替えるものとする。

### 第73条の3 省略

(利用定員)

**第73条の3の2** 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、10人以上とする。

(準用)

**第73条の4** 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から\_\_\_\_\_第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条まで、第56条の6から第56条の8まで\_\_\_\_\_、第67条\_\_\_\_\_及び第72条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

(従業者の員数に関する特例)

**第82条** 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第58条、第68条第1項及び第2項\_\_\_\_\_並びに第75条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第58条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第68条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは

(準用)

**第73条** 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条\_\_\_\_\_から第56条まで及び第65条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第73条において準用する第65条」と、第17条中

\_\_\_\_\_、第17条中

「いう。第38条第6号及び第53条第2項」とあるのは「いう。第73条において準用する第65条第6号」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第65条第6号中「実施地域(当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。)」と

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_読み替えるものとする。

### 第73条の3 省略

(準用)

**第73条の4** 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条から第41条まで、第43条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第56条まで、第56条の6から第56条の8まで、第65条、第67条、第71条及び第72条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

(従業者の員数に関する特例)

**第82条** 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第58条、第68条第1項から第3項まで並びに第75条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第58条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第68条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは



型サービス基準省令第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。)の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を、29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を、登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める通いサービスの利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号の居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数で

型サービス基準省令第63条第1項 \_\_\_\_\_ に規定する登録者をいう。)の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所 \_\_\_\_\_ に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を、25人

- \_\_\_\_\_ 以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 \_\_\_\_\_ の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 \_\_\_\_\_ の通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下同じ。)を、登録定員の2分の1から15人 \_\_\_\_\_ までの範囲内とすること。

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 \_\_\_\_\_ の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第1号 \_\_\_\_\_ の居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 \_\_\_\_\_ の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所 \_\_\_\_\_ が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数で

あるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条又は第171条に規定する基準を満たすこと。

## (5) 省略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

**第111条** 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準省令第63条第5項又は第171条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数並びに基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第2号ハ又は第175条第2項第2号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合にあつては、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積を、おおむね7.43平方メートル以上とすること。

## (4) 省略

## 附 則

(指定共同生活援助の事業の運営の基準に関する特例)

4 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、当該利用者については、第199条第3項の規定は、平成30年3月31日までの間、適用しない。

5 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、当該利用者について

あるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条\_\_\_\_\_に規定する基準を満たすこと。

## (5) 省略

(指定小規模多機能型居宅介護事業所\_\_\_\_\_に関する特例)

**第111条** 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者\_\_\_\_\_であつて、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第73条の4において準用する指定通所支援基準条例第56条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所\_\_\_\_\_に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護\_\_\_\_\_のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準省令第63条第5項\_\_\_\_\_に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所\_\_\_\_\_の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所\_\_\_\_\_の宿泊サービスを利用する者の数並びに基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人\_\_\_\_\_までの範囲内とすること。
- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所\_\_\_\_\_に個室(指定地域密着型サービス基準省令第67条第2項第2号ハ\_\_\_\_\_に規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合にあつては、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積を、おおむね7.43平方メートル以上とすること。

## (4) 省略

## 附 則

(指定共同生活援助の事業の運営の基準に関する特例)

4 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合に限り、当該利用者については、第199条第3項の規定は、平成27年3月31日までの間、適用しない。

5 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、当該利用者について

は、第199条第3項の規定は、平成30年3月31日までの間、適用しない。

(1)・(2) 省略

(地域移行支援型ホームに関する特例)

7 次の各号のいずれにも該当するものとして知事が認めた場合においては、平成37年3月31日までの間、第198条第1項の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。

(1) 県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域(法第89条第2項第2号の規定により県が定める区域をいう。以下この号において同じ。)における指定共同生活援助の量が事業を開始する時点において、都道府県障害福祉計画において定める県又は当該区域の指定共同生活援助の必要な量に満たない県又は当該区域内において事業を行うものであること。

(2) 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

8 前項の規定により指定共同生活援助の事業を行う事業所(以下「地域移行支援型ホーム」という。)における指定共同生活援助の事業に係る第198条第2項の規定の適用については、同項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

9 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者(以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。)が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

10 地域移行支援型ホーム事業者

\_\_\_\_\_は、利用者に対し、原則として、2年を超えて指定共同生活援助を提供してはならない。

11 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所(以下「住宅等」という。)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

12 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業に係る第201条において準用する第60条(第201条の10第1項において読み替えられる場合を含む。)の規定の適用については、第60条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第10項に定める期間内に附則第11項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、\_\_\_\_\_病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

13 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するため、関係者により構成される協議会(以下「地域移行推進協議会」という。)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

14 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

15 省略

は、第199条第3項の規定は、平成27年3月31日までの間、適用しない。

(1)・(2) 省略

(地域移行型ホームに関する特例)

7 この条例の施行の際現に基準省令附則第7条第2項の規定により入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行う者については、第198条第1項の規定にかかわらず、当該指定共同生活援助の事業を行う事業所において指定共同生活援助の事業を行う場合に限り、この条例の施行後においても指定共同生活援助の事業を行うことができる。

8 前項の規定により指定共同生活援助の事業を行う事業所(以下「地域移行型ホーム」という。)における指定共同生活援助の事業に係る第198条第2項の規定の適用については、同項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

9 地域移行型ホームにおいて指定共同生活援助の事業を行う者(以下「地域移行型ホーム事業者」という。)は、利用者に対し、原則として、2年を超えて指定共同生活援助を提供してはならない。

10 地域移行型ホーム事業者\_\_\_\_\_は、利用者が住宅又は地域移行型ホーム\_\_\_\_\_以外の指定共同生活援助事業所(以下「住宅等」という。)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

11 地域移行型ホーム\_\_\_\_\_における指定共同生活援助の事業に係る第201条において準用する第60条(第201条の10第1項において読み替えられる場合を含む。)の規定の適用については、第60条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第9項に定める期間内に附則第10項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

12 地域移行型ホーム事業者\_\_\_\_\_は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するため、関係者により構成される協議会(以下「地域移行推進協議会」という。)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、\_\_\_\_\_必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

13 省略

- 16 省略
- 17 省略
- 18 省略
- 19 省略
- 20 省略

- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略
- 17 省略
- 18 省略

附 則

- 1 この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例附則第 7 項の規定により指定共同生活援助の事業を行う同条例附則第 9 項に規定する地域移行型ホーム事業者に係る指定共同生活援助の事業の設備及び運営に関する基準については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第18号

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。  
平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p><b>第 6 条 省略</b></p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定訪問介護事業者が法第115条の45第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第 5 条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。))第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る法第115条の45の 3 第 1 項に規定する指定事業者(以下「指定事業者」という。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第 1 号訪問事業</p> <hr/> <p>とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第 1 号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに 1 人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>3・4 省略</p> <p>5 第 2 項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に有すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。</p>	<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p><b>第 6 条 省略</b></p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者(愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。))第 6 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ</p> <hr/> <p>。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第 5 条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに 1 人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。</p> <p>3・4 省略</p>

6 知事は、指定訪問介護事業者が第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業 \_\_\_\_\_ とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市町村の定める当該第1号訪問事業の \_\_\_\_\_ 人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

#### 第8条 省略

2 知事は、指定訪問介護事業者が第6条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業 \_\_\_\_\_ とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市町村の定める当該第1号訪問事業の \_\_\_\_\_ 設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年愛媛県条例第23号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。))第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(訪問介護員等の員数)

#### 第43条 省略

2 省略

3 知事は、基準該当訪問介護の事業と法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス(法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。))に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市町村の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

#### 第45条 省略

2 知事は、基準該当訪問介護の事業と第43条第3項に規定する第1号訪問事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、市町村の定める当該第1号訪問事業の \_\_\_\_\_ 設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

#### 第49条 省略

2 省略

3 知事は、指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者(愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第63号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。))第49条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をい

5 知事は、指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者 \_\_\_\_\_ の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

#### 第8条 省略

2 知事は、指定訪問介護事業者が指定介護予防訪問介護事業者 \_\_\_\_\_ の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年愛媛県条例第23号 \_\_\_\_\_ 。))第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(訪問介護員等の員数)

#### 第43条 省略

2 省略

3 知事は、基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護(指定介護予防サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。)の事業 \_\_\_\_\_ とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項及び同条第2項に規定する \_\_\_\_\_ 人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

#### 第45条 省略

2 知事は、基準該当訪問介護の事業と基準該当介護予防訪問介護の事業 \_\_\_\_\_ とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

#### 第49条 省略

2 省略

3 知事は、指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者(指定介護予防サービス等基準条例 \_\_\_\_\_ )第49条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をい

う。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準条例第48条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第49条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4章 訪問看護

##### 第1節 基本方針

**第64条** 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(看護師等の員数)

**第65条** 省略

2 前項第1号アの看護職員のうち1名は、常勤でなければならない。

3・4 省略

5 知事は、指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準省令第171条第10項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、法第78条の4第1項の規定により市町の条例で定める指定複合型サービスの事業の人員に関する基準(看護職員の員数に係る部分に限る。)を満たすとき(前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者が第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第5章 訪問リハビリテーション

##### 第1節 基本方針

**第80条** 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

**第85条** 指定訪問リハビリテーションは、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供するものとし、その方針は、次のとおりとする。

(1)~(4) 省略

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成

う。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護(指定介護予防サービス等基準条例第48条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第49条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4章 訪問看護

##### 第1節 基本方針

**第64条** 指定居宅サービスに該当する訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復

\_\_\_\_\_を目指すものでなければならない。

(看護師等の員数)

**第65条** 省略

2 \_\_\_\_\_看護職員のうち1名は、常勤でなければならない。

3・4 省略

5 知事は、指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準省令第171条第1項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定複合型サービス\_\_\_\_\_ (指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定複合型サービス\_\_\_\_\_をいう。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、法78条の4第1項\_の規定により市町の条例で定める指定複合型サービスの事業の人員に関する基準(看護職員の員数に係る部分に限る。)を満たすとき(前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者が第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第5章 訪問リハビリテーション

##### 第1節 基本方針

**第80条** 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション」という。)の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう\_\_\_\_\_、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

**第85条** 指定訪問リハビリテーションは、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供するものとし、その方針は、次のとおりとする。

(1)~(4) 省略



のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

（訪問リハビリテーション計画の作成）

**第86条** 省略

2～4 省略

5 知事は、指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合は、第141条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## 第7章 通所介護

### 第1節 基本方針

**第99条** 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（従業者の員数）

**第100条** 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに有すべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業

とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人

（訪問リハビリテーション計画の作成）

**第86条** 省略

2～4 省略

## 第7章 通所介護

### 第1節 基本方針

**第99条** 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう \_\_\_\_\_、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

（従業者の員数）

**第100条** 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに有すべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）

\_\_\_\_\_の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準条例第97条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人

以下の場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 省略

2～7 省略

8 知事は、指定通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業 \_\_\_\_\_ とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市町村の定める当該第1号通所事業の \_\_\_\_\_ 人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第3節 設備に関する基準

第102条 省略

2・3 省略

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

5 知事は、指定通所介護事業者が第100条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業 \_\_\_\_\_ とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、市町村の定める当該第1号通所事業の \_\_\_\_\_ 設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第111条 省略

（事故発生時の対応）

第111条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第102条第4項の規定による指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第39条まで、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（通則）

第114条 指定療養通所介護（指定通所介護のうち、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であってサービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象として、療養通所介

以下の場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 省略

2～7 省略

8 知事は、指定通所介護事業者指定介護予防通所介護事業者 \_\_\_\_\_ の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第3節 設備に関する基準

第102条 省略

2・3 省略

4 知事は、指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者 \_\_\_\_\_ の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第100条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項 \_\_\_\_\_ に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第111条 省略

（準用）

第111条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第102条第4項の規定による指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

（準用）

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第41条まで \_\_\_\_\_ 及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「運営規程」とあるのは「第107条に規定する重要事項に関する規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（通則）

第114条 指定療養通所介護（指定通所介護のうち、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であってサービスの提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象として、療養通所介

護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、第103条、第104条、第108条から第111条の2まで及び第113条(第9条、第14条、第15条、第28条及び第56条の準用に係る部分を除く。)に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(基本方針)

**第115条** 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

2 省略

(設備及び備品等)

**第119条** 省略

2・3 省略

4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

(読替え)

**第131条** 指定療養通所介護の事業についての第108条第3項、第111条の2第4項及び第113条の規定の適用については、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第111条の2第4項中「第102条第4項」とあるのは「第119条第4項」と、第113条中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、                    「第107条」とあるのは「第127条」とする。

(従業者の員数)

**第132条** 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに有すべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。))とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第1号通所事業                    の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人以下の場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。)の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、第103条、第104条、第108条から第111条                    まで及び第113条(第9条、第14条、第15条、第28条及び第56条の準用に係る部分を除く。)に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(基本方針)

**第115条** 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう                    、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものでなければならない。

2 省略

(設備及び備品等)

**第119条** 省略

2・3 省略

(読替え)

**第131条** 指定療養通所介護の事業についての第108条第3項                    及び第113条の規定の適用については、第108条第3項及び

                    第113条中「通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、同条中「第107条」とあるのは「第127条」とする。

(従業者の員数)

**第132条** 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当通所介護事業所」という。)ごとに有すべき従業者(以下この節において「通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準条例第113条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。))の事業

                    とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当通所介護又は基準該当介護予防通所介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が15人以下の場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数



(通所リハビリテーション計画の作成)

**第141条** 省略

2～5 省略

6 知事は、指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加するものに限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合は、第86条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(定員の遵守)

**第165条** 省略

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、静養室において、同項各号の利用者の数を超えて指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(指定通所介護事業所等との併設)

**第181条** 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

(準用)

**第187条** 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第4節（第154条第1項及び第168条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2

(通所リハビリテーション計画の作成)

**第141条** 省略

2～5 省略

(定員の遵守)

**第165条** 省略

(指定通所介護事業所等との併設)

**第181条** 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準省令第52条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）

又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

(準用)

**第187条** 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第37条まで、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第4節（第154条第1項及び第168条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と

項中「静養室」とあるのは「静養室等」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

第190条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所については、次に掲げる要件に適合すること。

ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

イ・ウ 省略

2・3 省略

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第216条 省略

2 省略

（従業者の員数）

第217条 省略

2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第202条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合は、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 看護職員又は介護職員

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数

が3又はその端数を増すごとに1

を加えた数以上とすること。

イ・ウ 省略

(3)・(4) 省略

3～8 省略

第222条 削除

読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

第190条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所については、次に掲げる要件に適合すること。

ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートルとすること。

イ・ウ 省略

2・3 省略

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第216条 省略

2 省略

3 養護老人ホームが指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合にあつては、第5節に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

（従業者の員数）

第217条 省略

2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第202条第2項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（同条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合は、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 看護職員又は介護職員

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1に、介護予防サービスの利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上とすること。

イ・ウ 省略

(3)・(4) 省略

3～8 省略

（法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意）

第222条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定特定施設において指定特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものを除く。以下この条において同じ。）を提供する指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第257条 省略

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(適切な研修の機会の確保 \_\_\_\_\_ )

第257条 省略

(愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 削除</p> <p>第3章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>第1節～第3節 省略</p> <p>第4節 運営に関する基準(第51条の2 第57条)</p> <p>第5節・第6節 省略</p> <p>第4章～第6章 省略</p> <p>第7章 削除</p> <p>第8章 介護予防通所リハビリテーション</p> <p>第1節～第3節 省略</p> <p>第4節 運営に関する基準(第119条の2 第124条)</p> <p>第5節 省略</p> <p>第9章～第14章 省略</p> <p>附則</p> <p>第2章 削除</p> <p>第5条から第47条まで 削除</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 介護予防訪問介護</p> <p>第1節 基本方針(第5条)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第6条・第7条)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第8条)</p> <p>第4節 運営に関する基準(第9条 第39条)</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第40条 第42条)</p> <p>第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第43条 第47条)</p> <p>第3章 介護予防訪問入浴介護</p> <p>第1節～第3節 省略</p> <p>第4節 運営に関する基準(第52条 第57条)</p> <p>第5節・第6節 省略</p> <p>第4章～第6章 省略</p> <p>第7章 介護予防通所介護</p> <p>第1節 基本方針(第97条)</p> <p>第2節 人員に関する基準(第98条・第99条)</p> <p>第3節 設備に関する基準(第100条)</p> <p>第4節 運営に関する基準(第101条 第108条)</p> <p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(第109条 第112条)</p> <p>第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準(第113条 第116条)</p> <p>第8章 介護予防通所リハビリテーション</p> <p>第1節～第3節 省略</p> <p>第4節 運営に関する基準(第120条 第124条)</p> <p>第5節 省略</p> <p>第9章～第14章 省略</p> <p>附則</p> <p>第2章 介護予防訪問介護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>第5条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護(以下「指定介護予防訪問介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全</p>

般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## 第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

**第6条** 指定介護予防訪問介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき訪問介護員等(指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。)の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新たに法第53条第1項本文の指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。)第5条第4項の厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス基準省令第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

5 知事は、指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

**第7条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護



業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第3節 設備に関する基準

**第8条** 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 知事は、指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

**第9条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

**第10条** 指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

**第11条** 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

**第12条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

**第13条** 指定介護予防訪問介護事業者は、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、利用者が受けている要支援認定の

更新の申請が遅くとも当該要支援認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

**第14条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準省令」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

**第15条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

**第16条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

**第17条** 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号八及び二に規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

**第18条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

**第19条** 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第20条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供したときは、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者提供しなければならない。

( 利用料等の受領 )

**第21条** 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

( 保険給付の請求のための証明書の交付 )

**第22条** 指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

( 同居家族に対するサービス提供の禁止 )

**第23条** 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。

( 利用者に関する市町村への通知 )

**第24条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められる場合若しくは要介護状態になったと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

( 緊急時等の対応 )

**第25条** 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

( 管理者及びサービス提供責任者の業務 )

**第26条** 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な

指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者（第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化及びサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (4) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

**第27条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

（介護等の総合的な提供）

**第28条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の支援に偏ることがあってはならない。

（勤務体制の確保等）

**第29条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

**第30条** 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

（掲示）

**第31条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、第27条に規定する重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかなければならない。

(秘密保持等)

**第32条** 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

**第33条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

**第34条** 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

**第35条** 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指定介護予防訪問介護事業者は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

6 指定介護予防訪問介護事業者は、連合会から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を連合会に報告しなければならない。

( 地域との連携 )

**第36条** 指定介護予防訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

( 事故発生時の対応 )

**第37条** 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

( 会計の区分 )

**第38条** 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

( 記録の整備及び保存 )

**第39条** 指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

**第5節** 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

( 指定介護予防訪問介護の基本取扱方針 )

**第40条** 指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問介護事業者は、提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護が、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

( 指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針 )

**第41条** 訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全

一般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成すること。

- (3) サービス提供責任者は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って介護予防訪問介護計画を作成すること。
- (4) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成したときは、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。
- (9) サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、毎月少なくとも1回、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録するとともに、当該結果の記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
- (11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うこと。この場合においては、前各号の規定を準用する。

（指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点）

**第42条** 指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準省令第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

**第6節** 基準該当介護予防サービスに関する基準

（訪問介護員等の員数）

**第43条** 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3人以上とする。

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 知事は、基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項及び同条第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

**第44条** 基準該当介護予防訪問介護事業者は、基準該当介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該基準該当介護予防訪問介護事業所の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（設備及び備品等）

**第45条** 基準該当介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 知事は、基準該当介護予防訪問介護の事業と基準該当訪問介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第45条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

**第46条** 基準該当介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、当該利用者に対する介護予防訪問介護が規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

2 基準該当介護予防訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当介護予防訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条において準用する第41条第2号の介護予防訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当介護予防訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（準用）

**第47条** 第1節、第4節（第16条、第21条第1項、第23条、第28条並びに第35条第5項及び第6項を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」に、第21条第2項及



( 従業者の員数 )

#### 第49条 省略

##### 2 省略

3 知事は、指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第49条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準条例第48条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第49条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

( 内容及び手続の説明及び同意 )

第51条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第55条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明し、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

( 提供拒否の禁止 )

第51条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

( サービス提供困難時の対応 )

第51条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難である場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

( 受給資格等の確認 )

第51条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められたときは、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するよう努めなければならない。

( 要支援認定の申請に係る援助 )

第51条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行わ

び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問介護」に、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」に、第26条第3項中「第6条第2項」とあるのは「第43条第2項」と読み替えるものとする。

( 従業員の員数 )

#### 第49条 省略

##### 2 省略

3 知事は、指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者（指定居宅サービス等基準条例

第49条第1項に規定

する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準条例第48条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第49条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

#### 第4節 運営に関する基準

れているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、利用者が受けている要支援認定の更新の申請が遅くとも当該要支援認定の有効期間が終了する30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

**第51条の7** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準省令」という。）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等との連携）

**第51条の8** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス費の支給を受けるための援助）

**第51条の9** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

（介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供）

**第51条の10** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（省令第83条の9第1号八及び二に規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

（介護予防サービス計画等の変更の援助）

**第51条の11** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（身分を証する書類の携行）

**第51条の12** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利

用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

**第51条の13** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者に提供しなければならない。

**第52条** 省略

(保険給付の請求のための証明書の交付)

**第52条の2** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

**第52条の3** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められる場合若しくは要介護状態になったと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

**第55条** 省略

(勤務体制の確保等)

**第55条の2** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

**第55条の3** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

**第55条の4** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第55条に規定する重要事項

**第52条** 省略

**第55条** 省略

に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しておかなければならない。

(秘密保持等)

**第55条の5** 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

**第55条の6** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について、虚偽の又は誇大な広告をしてはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

**第55条の7** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

**第55条の8** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、連合会から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

**第55条の9** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

( 事故発生時の対応 )

**第55条の10** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

( 会計の区分 )

**第55条の11** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

**第57条 削除**

( 準用 )

**第63条**

第1節、第4節(第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項並びに第57条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2及び第55条の4中「第55条

」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と

、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

( 看護師等の員数 )

**第65条 省略**

2 前項第1号アの看護職員のうち1名は、常勤でなければならない

( 準用 )

**第57条** 第9条から第20条まで、第22条、第24条及び第29条から第38条までの規定は、指定介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護事業者」と、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第55条」と、第30条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

( 準用 )

**第63条** 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第34条まで、第35条(第5項及び第6項を除く。)及び第36条から第38条まで並びに第1節、第4節(第52条第1項及び

第57条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護」について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第30条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と

読み替えるものとする。

( 看護師等の員数 )

**第65条 省略**

2 看護職員のうち1名は、常勤でなければならない

い。

3 省略

(準用)

第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第83条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準省令第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。))により構成される会議をいう。以下同じ。)を通じること等の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2)~(5) 省略

(6) 知事は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者(第118条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合は、第126条第2号から第5号までに規定する介護

い。

3 省略

(準用)

第75条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第38条まで及び第54条の規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第73条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(準用)

第85条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条及び第69条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第83条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じて、利用者の病状及び心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2)~(5) 省略

予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことを  
もって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているも  
のとみなすことができる。

- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略

(準用)

**第94条** 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第92条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

#### 第7章 削除

**第97条から第116条まで** 削除

- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略

(準用)

**第94条** 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第24条、第29条から第32条まで、第34条から第38条まで、第54条及び第69条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第92条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と

読み替えるものとする。

#### 第7章 介護予防通所介護

##### 第1節 基本方針

**第97条** 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（以下「指定介護予防通所介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

##### 第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

**第98条** 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに有すべき従業者（以下この節から第5節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定介護予防通所介護の提供日ごとに、指定介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定介護予防通所介護の単位（指定介護予防通所介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。）ごとに、専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務してい

る時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所介護又は指定通所介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人以下の場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 前項の規定にかかわらず、当該指定介護予防通所介護事業所の利用定員（当該指定介護予防通所介護事業所において同時に指定介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が10人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第6項において同じ。）を、常時1人以上当該指定介護予防通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができる。

5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

7 地域密着型特別養護老人ホーム（愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第61号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）第44条に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準省令第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に指定介護予防通所介護事業所が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員又は機能訓練指導員により当該指定介護予防通所介護事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、第1項の規定にかかわらず、当該指定介護予防通所介護事業所には、生活相談員又は機能訓練指導員を置かないことができる。

8 知事は、指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の



指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

**第99条** 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該指定介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第3節 設備に関する基準

**第100条** 指定介護予防通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の設備の基準は、次のとおりとする。

#### (1) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所を食堂及び機能訓練室とすることができること。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項の設備は、専ら当該指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 知事は、指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

### 第4節 運営に関する基準

(利用料の受領)

**第101条** 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所介護を提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防通所介護事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

**第102条** 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防通所介護の利用定員
- (5) 指定介護予防通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

**第103条** 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所介護を提供できるよう、指定介護予防通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護事業所ごとに、当該指定介護予防通所介護事業所の従業者によって指定介護予防通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、介護予防通所介護従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第104条** 指定介護予防通所介護事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第105条** 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所防災計画」という。)を策定し、当該指定介護予防通所介護事業所の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者にも周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。

4 指定介護予防通所介護事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定介護予防通所介護事業所において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等)

**第106条** 指定介護予防通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管

理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、当該指定介護予防通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備及び保存)

**第107条** 指定介護予防通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供に関する規則で定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

**第108条** 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第38条まで及び第54条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第102条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。

#### 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所介護の基本取扱方針)

**第109条** 指定介護予防通所介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防通所介護事業者は、提供する指定介護予防通所介護の質の評価を自ら行うとともに、主治の医師又は歯科医師との連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

- 3 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、指定介護予防通所介護が単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防通所介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

- 5 指定介護予防通所介護事業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所介護の具体的取扱方針)

**第110条** 指定介護予防通所介護の方針は、第97条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じること等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 指定介護予防通所介護事業者の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、指定介護予防通所介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防通所介

護計画を作成すること。

- (3) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って介護予防通所介護計画を作成すること。
- (4) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。
- (5) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画を作成したときは、当該介護予防通所介護計画を利用者に交付すること。
- (6) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
- (7) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (8) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。
- (9) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、介護予防通所介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、毎月少なくとも1回、当該介護予防通所介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回、当該介護予防通所介護計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うこと。
- (10) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録するとともに、当該結果の記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告すること。
- (11) 指定介護予防通所介護事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所介護計画の変更を行うこと。この場合においては、前各号の規定を準用する。  
（指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点）

**第111条** 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準省令第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）において把握された課題、指定介護予防通所介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防通所介護事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスの提供に当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等適切なものを提供すること。
- (3) 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないこととし、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

**第112条** 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時の要領を記載した書面等を作成し、従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行うことができるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境の整備に努めなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に注意し、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### 第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数)

**第113条** 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防通所介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防通所介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防通所介護事業所」という。)ごとに有すべき従業者(以下この節において「介護予防通所介護従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 基準該当介護予防通所介護の提供日ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に生活相談員(専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護職員 基準該当介護予防通所介護の単位(基準該当介護予防通所介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。)ごとに、専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該基準該当介護予防通所介護事業者が基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護(指定居宅サービス等基準条例第132条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護の利用者。以下この節において同じ。)の数が15人以下の場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては1に、15を超える5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 前項の規定にかかわらず、当該基準該当介護予防通所介護事業

所の利用定員（当該基準該当介護予防通所介護事業所において同時に基準該当介護予防通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）が10人以下である場合は、看護職員及び介護職員の員数を、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、当該基準該当介護予防通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該基準該当介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 基準該当介護予防通所介護事業者は、基準該当介護予防通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）を、常時1人以上当該基準該当介護予防通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当介護予防通所介護の単位の介護職員として従事することができる。

5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

6 知事は、基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第132条第1項から第5項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

**第114条** 基準該当介護予防通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該管理者は、当該基準該当介護予防通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

（設備及び備品等）

**第115条** 基準該当介護予防通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所を食事を行う場所及び機能訓練を行う場所とすることができること。

(2) 生活相談を行う場所 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該基準該当介護予防通所介護の

事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 知事は、基準該当介護予防通所介護の事業と基準該当通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

**第116条** 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第34条まで、第35条(第5項及び第6項を除く。)、第36条から第38条まで及び第54条並びに第1節、第4節(第101条第1項及び第108条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第116条において準用する第102条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第31条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

#### 第4節 運営に関する基準

#### 第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

**第119条の2** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供したときは、利用者から、利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の規定により支払を受ける利用料の額のほか、規則で定める費用の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

**第119条の3** 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第121条 省略

(勤務体制の確保等)

第121条の2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第121条の3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第121条の4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画(以下「事業所防災計画」という。)を策定し、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において当面の避難生活を行うことができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(準用)

第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第121条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第126条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第117条

第121条 省略

(準用)

第124条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第69条、第101条及び第103条から第105条までの規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第121条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第126条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第117条



に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じること等の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2)～(5) 省略

(6) 知事は、指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加するものに限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況及び希望並びにその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合は、第87条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

（指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点）

**第127条** 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準省令第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効果的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2)・(3) 省略

（従業者の員数）

**第130条** 省略

2～6 省略

7 地域密着型特別養護老人ホーム（愛媛県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年愛媛県条例第61号。以下「特別養護老人ホーム基準条例」という。）第44条に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準省令第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、

に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師又は 歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議 \_\_\_\_\_ を通じること等の適切な方法により、利用者の病状及び心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。

(2)～(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

（指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点）

**第127条** 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント \_\_\_\_\_ において把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえ、効果的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2)・(3) 省略

（従業者の員数）

**第130条** 省略

2～6 省略

7 地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設 \_\_\_\_\_ に指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設される場合において、当該地域密着型特別養護老人ホーム又は指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、第1項及び第4項の規定にかかわらず、

当該指定介護予防短期入所生活介護事業所には、医師を置かないことができる。

8～10 省略

(定員の遵守)

**第140条** 省略

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準省令第2条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、静養室において、同項各号の利用者の数を超えて介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(衛生管理等)

**第140条の2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

**第143条** 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2及び第121条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(通則)

**第152条** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章並びに附則第16項及び第17項において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、第132条、第4節(第136条、第139条、第140条及び第143条(第121条の2の準用に係る部分に限る。))を除く。)及び第5節(第146条、第147条及び第151条を除く。)に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)

**第165条** 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の

当該指定介護予防短期入所生活介護事業所には、医師を置かないことができる。

8～10 省略

(定員の遵守)

**第140条** 省略

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準省令第2条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、静養室において、同項各号の利用者の数を超えて介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(衛生管理等)

**第140条の2** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

**第143条** 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第54条、第103条、第105条及び第106条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第139条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(通則)

**第152条** ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章並びに附則第16項及び第17項において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、第132条、第4節(第136条、第139条、第140条及び第143条(第103条の準用に係る部分に限る。))を除く。)及び第5節(第146条、第147条及び第151条を除く。)に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(指定介護予防通所介護事業所等との併設)

**第165条** 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービスの事業の

人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準省令第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者の員数）

#### 第166条 省略

##### 2・3 省略

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

##### 5 省略

（設備及び備品等）

第169条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、かつ、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

(1)～(9) 省略

##### 2～4 省略

（指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携）

第170条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（準用）

第171条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の7まで、第55条の8（第5項及び第6項を除く。）、第55条の9から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条並びに第4節（第136条第1項及び第143条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第171条において準用する第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生

人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準省令」という。）第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）

又は社会福祉施設（以下「指定介護予防通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者の員数）

#### 第166条 省略

##### 2・3 省略

4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律の規定により指定介護予防通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

##### 5 省略

（設備及び備品等）

第169条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的な運営が可能であり、かつ、当該指定介護予防通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

(1)～(9) 省略

##### 2～4 省略

（指定介護予防通所介護事業所等との連携）

第170条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（準用）

第171条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条から第34条まで、第35条  
 \_\_\_\_\_（第5項及び第6項を除く。）、第36条から第38条まで、第54条、第103条、第105条、第106条、第129条並びに第4節（第136条第1項及び第143条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護\_\_\_\_\_について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条\_\_\_\_\_中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護\_\_\_\_\_」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第31条中「第27条\_\_\_\_\_」とあるのは「第171条において準用する第139条」と、「訪問介護員等\_\_\_\_\_」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者\_\_\_\_\_」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生

活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第145条中「第129条」とあるのは「第171条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第171条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

第174条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、次に掲げる要件に適合すること。

ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

イ・ウ 省略

2・3 省略

(準用)

第181条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第178条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条中「第139条」とあるのは「第178条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(診療の方針)

第184条 医師の診療の方針は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。）第198条第5号の別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。

(6)・(7) 省略

(通則)

第189条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章及び附則第20項において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、第175条、第177条、第180条、第181条（第121条の2の準用

活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、\_\_\_\_\_、第145条中「第129条」とあるのは「第171条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第171条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

第174条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所については、次に掲げる要件に適合すること。

ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル\_\_\_\_\_とすること。

イ・ウ 省略

2・3 省略

(準用)

第181条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第24条、第31条、第32条、第34条から第38条まで、第54条、第103条、第105条

\_\_\_\_\_、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条\_\_\_\_\_」とあるのは「第178条」と、「訪問介護員等\_\_\_\_\_」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第103条第3項中「介護予防通所介護従業者\_\_\_\_\_」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条中「第139条」とあるのは「第178条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(診療の方針)

第184条 医師の診療の方針は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 特殊な療法又は新しい療法等については、指定介護予防サービス等基準省令\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_第198条第5号の別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わないこと。

(6)・(7) 省略

(通則)

第189条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章及び附則第20項において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、第175条、第177条、第180条、第181条（第103条\_\_\_\_\_の準用

に係る部分を除く。)及び第182条から第185条までに定めるもののほか、この節の定めるところによる。

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第202条 省略

2 省略

( 従業者の員数 )

第203条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに有すべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者

\_\_\_\_\_ の数が10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上とすること。

イ・ウ 省略

(3)・(4) 省略

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第216条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護(同条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合は、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 看護職員又は介護職員

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、

\_\_\_\_\_ 居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1

\_\_\_\_\_ を加えた数以上とすること。

イ・ウ 省略

(3)・(4) 省略

3～8 省略

第208条 削除

に係る部分を除く。)及び第182条から第185条までに定めるもののほか、この節の定めるところによる。

第11章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第202条 省略

2 省略

3 養護老人ホームが指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合にあっては、第6節に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行うこととする。

( 従業者の員数 )

第203条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに有すべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「介護予防特定施設従業者」という。)の員数は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者

のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。)第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1に、利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上とすること。

イ・ウ 省略

(3)・(4) 省略

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第216条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護(同条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合は、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 看護職員又は介護職員

ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者

のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数

\_\_\_\_\_ が3又はその端数を増すごとに1に、利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上とすること。

イ・ウ 省略

(3)・(4) 省略

3～8 省略

( 法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意 )

第208条 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームである指定介護予防特定施設において指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サ

(準用)

第217条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において

、第53条及び第55条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第55条」とあるのは「第212条」と読み替えるものとする。

(通則)

第225条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下この節において「基本サービス」という。))及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者

(以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。)により当該指定介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(以下この節において「受託介護予防サービス」という。)をいう。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、第4節(第206条、第212条及び第216条を除く。)、第218条、第219条、第222条及び第223条に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第232条 省略

2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者(次項において「指定事業者」という。)でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第237条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準省令第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。)に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第

1号サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供するときは、前項に規定する利用者の同意を得た旨及び利用者の氏名等が記載された書類を市町村(法第41条第10項の規定により審査及び支払に関する事務を連合会に委託している場合にあつては、当該連合会)に提出しなければならない。

(準用)

第217条 第12条、第13条、第22条、第24条、第31条から第38条まで、第53条、第54条、第105条及び第106条

の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条中「第27条」とあるのは「第212条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(通則)

第225条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等(以下この節において「基本サービス」という。))及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下この節において

「受託介護予防サービス事業者」という。)により当該指定介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話(以下この節において「受託介護予防サービス」という。)をいう。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備、運営及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、第4節(第206条、第212条及び第216条を除く。)、第218条、第219条、第222条及び第223条に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第232条 省略

2 受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者でなければならない。

3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、第237条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準省令第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護

1号通所事業」という。)に係るサービスとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業

を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

- (1) 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス
- (2) 指定通所介護又は指定第1号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る。)に係るサービス
- (3) 指定介護予防訪問看護

5～8 省略

(読替え)

第234条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業についての第217条において準用する第53条、第54条第2項、第55条の4及び第55条の6の規定の適用については、第217条後段の規定にかかわらず

、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第54条第2項中「及び次節の規定」とあるのは「、次節並びに第6節第4款及び第5款に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の運営に関する基準」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第231条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」とする。

2 省略

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第243条 省略

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(準用)

第248条 第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2中「第55条」とあるのは「第242条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

とする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護を提供する事業者と、

第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

5～8 省略

(読替え)

第234条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業についての第217条において準用する第31条、第33条、第53条及び第54条第2項

の規定の適用については、第217条後段の規定にかかわらず、第31条中「第27条」とあるのは「第231条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設従業者」と、第33条中「指定介護予防訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第54条第2項中「及び次節の規定」とあるのは「、次節並びに第6節第4款及び第5款に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の運営に関する基準」と

する。

2 省略

(適切な研修の機会の確保

第243条 省略

第248条 第9条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第38条まで、第54条並びに第103条第1項

(準用)

及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条中「第27条」とあるのは「第242条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(介護予防福祉用具計画の作成)

**第251条 省略**

2～7 省略

(準用)

**第253条** 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8(第5項及び第6項を除く。)、第55条の9から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項並びに第1節、第2節(第238条を除く。)、第3節、第4節(第241条第1項及び第248条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第51条の2中「第55条」とあるのは「第253条において準用する第242条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第241条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

**第262条** 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項及び第2項、第242条から第244条まで並びに第246条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第51条の2中「第55条」とあるのは「第262条において準用する第242条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第242条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第243条第1項及び第244条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第246条中「第242条」とあるのは「第262条において準用する第242条」と読み替えるものとする。

**附 則**

(一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に関する経過措置)

18 指定介護予防サービス等旧基準省令第165条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(ユニット部分で行われるものに限る。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第129条、第133条、第136条、第139条、第140条、第143条において準用する第121条の2、第146条、第147条及び第151条の規定は適用せず、第9章第6節(第152条、第156

**第251条 省略**

2～7 省略

(準用)

**第253条** 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第32条から第34条まで、第35条、第36条から第38条まで、第54条並びに第103条第1項及び第2項並びに第1節、第2節(第238条を除く。)、第3節、第4節(第241条第1項及び第248条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条中「第27条」とあるのは「第253条において準用する第242条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第241条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

**第262条** 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第24条、第30条、第32条から第38条まで、第54条、第103条第1項及び第2項、第242条から第244条まで並びに第246条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条中「第27条」とあるのは「第262条において準用する第242条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第242条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第243条及び第244条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第246条中「第242条」とあるのは「第262条において準用する第242条」と読み替えるものとする。

**附 則**

(一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業に関する経過措置)

18 指定介護予防サービス等旧基準省令第165条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(ユニット部分で行われるものに限る。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第129条、第133条、第136条、第139条、第140条、第143条において準用する第103条、第146条、第147条及び第151条の規定は適用せず、第9章第6節(第152条、第156



条、第159条及び第164条を除く。)の規定を準用する。

(一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に関する経過措置)

22 指定介護予防サービス等旧基準省令第216条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(ユニット部分で行われるものに限る。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第172条、第174条、第176条、第178条、第179条、第181条において準用する第121条の2、第186条、第187条及び第188条の規定は適用せず、第10章第6節(第189条、第193条、第196条及び第201条を除く。)の規定を準用する。

条、第159条及び第164条を除く。)の規定を準用する。

(一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業に関する経過措置)

22 指定介護予防サービス等旧基準省令第216条に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(ユニット部分で行われるものに限る。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、第172条、第174条、第176条、第178条、第179条、第181条において準用する第103条、第186条、第187条及び第188条の規定は適用せず、第10章第6節(第189条、第193条、第196条及び第201条を除く。)の規定を準用する。

(愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 愛媛県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年愛媛県条例第65号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 人員に関する基準</b></p> <p><b>第 4 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該職員に相当する第 1 項第 3 号から第 6 号までの職員を置かないことができる。</p> <p>(1) <u>介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>4 第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士</u> 併設される病院又は診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>5 省略</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 人員に関する基準</b></p> <p><b>第 4 条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)には、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該職員に相当する第 1 項第 3 号から第 6 号までの職員を置かないことができる。</p> <p>(1) <u>介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士</u>、栄養士又は介護支援専門員</p> <p>(2) 省略</p> <p>4 第 1 項第 3 号から第 6 号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(病院又は診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>理学療法士若しくは作業療法士</u> 又は栄養士 併設される病院又は診療所の理学療法士若しくは作業療法士 又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。</p> <p>(2) 省略</p> <p>5 省略</p>

(愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 愛媛県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年愛媛県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p><b>第16条</b> 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) <u>介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第62号)第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等同条例において位置付けられている計画の提出を求めること。</u></p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) <u>第3号から第12号までの規定は、第13号の居宅サービス計画の変更について準用する。</u></p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) 省略</p> <p>(23) 省略</p> <p>(24) 省略</p> <p>(25) 省略</p> <p>(26) 省略</p> <p>(27) <u>指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合は、これに協力するよう努めること。</u></p>	<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p><b>第16条</b> 指定居宅介護支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 第3号から第11号までの規定は、<u>第12号の居宅サービス計画</u>の変更について準用する。</p> <p>(16) 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>(20) 省略</p> <p>(21) 省略</p> <p>(22) 省略</p> <p>(23) 省略</p> <p>(24) 省略</p> <p>(25) 省略</p>

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号。以下「旧法」という。)第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

(1) 第1条の規定による改正前の愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第2項及び第5項、第8条第2項、第43条第3項並びに第45条第2項の規定

(2) 第2条の規定による改正前の愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「旧介護予防サービス等基準条例」という。)第2章の規定

3 前項(第2号に係る部分に限る。)の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p>	<p>(訪問介護員等の員数)</p> <p><b>第6条</b> 省略</p>

<p>2～4 省略</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護事業所に有すべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。</p> <p>6 省略</p>	<p>2～4 省略</p> <p>5 省略</p>
--	---------------------------

4 前項の規定による改正後の附則第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例（以下「附則第3項改正後旧介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第2項及び第6項並びに第8条第2項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が、介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる附則第3項改正後旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条第2項	指定訪問介護事業者（愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛媛県条例第62号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者
	指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	当該第1号訪問事業
	指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護	指定介護予防訪問介護又は当該第1号訪問事業
第6条第6項	指定訪問介護事業者	第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の
第8条第2項	指定訪問介護事業者	第6条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	当該第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

5 附則第3項改正後旧介護予防サービス等基準条例第43条第3項及び第45条第2項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とを同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる附則第3項改正後旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第43条第3項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	同項及び同条第2項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の
第45条第2項	基準該当訪問介護の事業	第43条第3項に規定する第1号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第45条第1項に規定する	市町村の定める当該第1号訪問事業の

（介護予防通所介護に関する経過措置）

6 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は介護保険法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる

規定は、なおその効力を有する。

- (1) 旧指定居宅サービス等基準条例第100条第1項第3号及び第8項、第102条第4項、第132条第1項第3号及び第6項並びに第134条第4項の規定
- (2) 旧介護予防サービス等基準条例第9条から第15条まで（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第16条（第108条において準用する場合に限る。）、第17条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第18条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第20条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第22条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第24条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第25条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第31条から第34条まで（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第35条第1項から第4項まで（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第35条第5項及び第6項（第108条において準用する場合に限る。）、第36条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第38条（第108条及び第116条において準用する場合に限る。）、第7章、第165条、第166条第4項、第169条第1項並びに第170条の規定

7 前項（第2号に係る部分に限る。）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>第3節 設備に関する基準</b></p> <p><b>第100条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。</u></p> <p>5 知事は、指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</u></p> <p><b>第106条</b> 省略</p> <p style="text-align: center;">（事故発生時の対応）</p> <p><b>第106条の2</b> <u>指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防通所介護事業者は、第100条第4項の規定による指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（準用）</p> <p><b>第108条</b> 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第36条まで、<u>第38条</u>及び第54条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第102条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 設備に関する基準</b></p> <p><b>第100条</b> 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 知事は、指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、<u>第3項</u>に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p> <p><b>第106条</b> 省略</p> <p style="text-align: center;">（準用）</p> <p><b>第108条</b> 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から<u>第38条</u>まで及び第54条の規定は、指定介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第102条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と読み替えるものとする。</p>

(準用)

**第116条** 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第34条まで、第35条(第5項及び第6項を除く。)、第36条、第38条及び第54条並びに第1節、第4節(第101条第1項及び第108条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第116条において準用する第102条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

**第116条** 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第34条まで、第35条(第5項及び第6項を除く。)、第36条から第38条まで及び第54条並びに第1節、第4節(第101条第1項及び第108条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第116条において準用する第102条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、第31条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所介護」とあるのは「基準該当介護予防通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

8 前項の規定による改正後の附則第6項(第2号に係る部分に限る。)の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例(以下「附則第7項改正後旧介護予防サービス等基準条例」という。)第98条第1項第3号及び第8項並びに第100条第5項の規定は、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる附則第7項改正後旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第98条第1項第3号	指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)	法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者
	指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)の事業	当該第1号通所事業
	指定介護予防通所介護又は指定通所介護	指定介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第98条第8項	指定通所介護事業者	第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第7項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の
第100条第5項	指定通所介護事業者	第98条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	当該第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

9 附則第7項改正後旧介護予防サービス等基準条例第113条第1項第3号及び第6項並びに第115条第4項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業(旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。)とを同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる附則第7項改正後旧介護予防サービス等基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

第113条第1項第3号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第132条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	法第115条の45第1項第1号口に規定する第1号通所事業（基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）
	基準該当介護予防通所介護又は基準該当通所介護	基準該当介護予防通所介護又は当該第1号通所事業
第113条第6項	基準該当通所介護の事業	第1項第3号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第132条第1項から第5項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の
第115条第4項	基準該当通所介護の事業	第113条第1項第3号に規定する第1号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第134条第1項から第3項までに規定する	市町村の定める当該第1号通所事業の

10 整備法附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る第2条の規定による改正後の愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第232条第2項の規定の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは、「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。

11 新介護予防サービス等基準条例第232条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者及び旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が受託介護予防サービス事業者となる場合においては、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）」と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）」と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

○愛媛県条例第19号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
使用料				使用料			
区 分	種 別	単 位	金 額	区 分	種 別	単 位	金 額
省略				省略			
繊維産業関係	染織用機器	1時間	<u>1,830</u>	繊維産業関係	染織用機器	1時間	<u>1,180</u>
紙産業関係	省略			紙産業関係	省略		
	製紙用機器	1時間	<u>12,520</u>		製紙用機器	1時間	<u>12,740</u>
	省略				省略		
	化学試験用機器	1時間	<u>1,180</u>		化学試験用機器	1時間	<u>1,720</u>
	省略				省略		
手数料 省略				手数料 省略			

附 則

この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第20号

愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県特別会計条例の一部を改正する条例

愛媛県特別会計条例（昭和39年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																	
<p>（設置）</p> <p><b>第1条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、それぞれ当該右欄に掲げる目的のため、設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業振興資金特別会計</td> <td>小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）第9条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づいて行う小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な資金の貸付事業並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）に基づいて行う中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	目 的	省略		中小企業振興資金特別会計	小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）第9条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づいて行う小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な資金の貸付事業並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）に基づいて行う中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正	省略		<p>（設置）</p> <p><b>第1条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、それぞれ当該右欄に掲げる目的のため、設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>目 的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中小企業振興資金特別会計</td> <td>_____小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づいて行う小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な資金の貸付事業並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）に基づいて行う中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		名称	目 的	省略		中小企業振興資金特別会計	_____小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づいて行う小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な資金の貸付事業並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）に基づいて行う中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正	省略	
名称	目 的																		
省略																			
中小企業振興資金特別会計	小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）第9条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づいて行う小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な資金の貸付事業並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）に基づいて行う中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正																		
省略																			
名称	目 的																		
省略																			
中小企業振興資金特別会計	_____小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づいて行う小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化に必要な資金の貸付事業並びに独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）に基づいて行う中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正																		
省略																			

附 則

この条例は、平成27年 3月31日から施行する。

○愛媛県条例第21号

土地改良財産の無償譲渡及び無償貸付並びに分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良財産の無償譲渡及び無償貸付並びに分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

土地改良財産の無償譲渡及び無償貸付並びに分担金の徴収に関する条例（昭和33年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
<p>（用語の定義）</p> <p><b>第2条</b> この条例において「県営土地改良事業」とは、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条、第87条の2又は第88条の規定により行う事業<u>その他これらに類するもの</u>として知事が定める事業をいう。</p> <p>2・3 省略</p>		<p>（用語の定義）</p> <p><b>第2条</b> この条例において「県営土地改良事業」とは、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条、第87条の2又は第88条の規定により行う事業 _____をいう。</p> <p>2・3 省略</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第22号

愛媛県家畜種付手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県家畜種付手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県家畜種付手数料条例（昭和33年愛媛県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前																																																															
<b>愛媛県家畜種付等手数料条例</b>					<b>愛媛県家畜種付手数料条例</b>																																																															
(手数料の徴収)					(手数料の徴収)																																																															
<b>第1条</b> 県の機関において行う家畜の種付等に対しては、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。					<b>第1条</b> 県の機関において行う家畜の種付 に対しては、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。																																																															
(定義)					(定義)																																																															
<b>第2条</b> 省略					<b>第2条</b> 省略																																																															
2 省略					2 省略																																																															
3 この条例において「種付等」とは、精液の配布及び注入、 <u>自然交配並びに受精卵移植</u> をいう。					3 この条例において「種付 」とは、精液の配布及び注入 <u>並びに自然交配</u> をいう。																																																															
(手数料の額)					(手数料の額)																																																															
<b>第3条</b> 手数料は、次に掲げる金額をこえない範囲内において知事が定める額とする。					<b>第3条</b> 手数料は、次に掲げる金額をこえない範囲内において知事が定める額とする。																																																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>畜種</th> <th>精液料</th> <th>注入料</th> <th>自然交配料</th> <th>受精卵移植料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳牛</td> <td></td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td></td> <td><u>1回に 9,410</u> <u>つき 円</u></td> </tr> <tr> <td>和牛</td> <td></td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td></td> <td><u>1回に 9,410</u> <u>つき 円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>1回に 1,040 つき 円</td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td><u>1,320円</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					畜種	精液料	注入料	自然交配料	受精卵移植料	乳牛		1回に 1,520 つき 円		<u>1回に 9,410</u> <u>つき 円</u>	和牛		1回に 1,520 つき 円		<u>1回に 9,410</u> <u>つき 円</u>	省略					豚	1回に 1,040 つき 円	1回に 1,520 つき 円	<u>1,320円</u>		省略					<table border="1"> <thead> <tr> <th>畜種</th> <th>精液料</th> <th>注入料</th> <th colspan="2">自然種付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳牛</td> <td></td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>和牛</td> <td></td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>1回に 1,040 つき 円</td> <td>1回に 1,520 つき 円</td> <td colspan="2"><u>1,320円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>				畜種	精液料	注入料	自然種付料		乳牛		1回に 1,520 つき 円			和牛		1回に 1,520 つき 円			省略					豚	1回に 1,040 つき 円	1回に 1,520 つき 円	<u>1,320円</u>		省略				
畜種	精液料	注入料	自然交配料	受精卵移植料																																																																
乳牛		1回に 1,520 つき 円		<u>1回に 9,410</u> <u>つき 円</u>																																																																
和牛		1回に 1,520 つき 円		<u>1回に 9,410</u> <u>つき 円</u>																																																																
省略																																																																				
豚	1回に 1,040 つき 円	1回に 1,520 つき 円	<u>1,320円</u>																																																																	
省略																																																																				
畜種	精液料	注入料	自然種付料																																																																	
乳牛		1回に 1,520 つき 円																																																																		
和牛		1回に 1,520 つき 円																																																																		
省略																																																																				
豚	1回に 1,040 つき 円	1回に 1,520 つき 円	<u>1,320円</u>																																																																	
省略																																																																				
(手数料の納付)					(手数料の納付)																																																															
<b>第4条</b> 種付等の申請者は、種付等と同時に前条の手数料を納付しなければならない。					<b>第4条</b> 種付 等の申請者は、種付 と同時に前条の手数料を納付しなければならない。																																																															
2 省略					2 省略																																																															
(自然交配料を徴収しない場合)					(自然種付料を徴収しない場合)																																																															
<b>第5条</b> 自然交配により受胎しないため、当該自然交配後90日以内に再び自然交配をした場合における自然交配料は、徴収しない。					<b>第5条</b> 自然種付 により受胎しないため、当該種付 後90日以内に再び種付した 場合における自然種付料は、徴収しない。																																																															
(産仔報告の義務)					(産仔報告の義務)																																																															
<b>第7条</b> 種付等を受けた家畜の所有者は、その種付等により仔畜が生産されたときは、1箇月以内に種付等を行った当該県の機関を経由してその旨を知事に報告しなければならない。					<b>第7条</b> 種付 を受けた家畜の所有者は、その種付 により仔畜が生産されたときは、1箇月以内に種付 を行った当該県の機関を経由してその旨を知事に報告しなければならない。																																																															

附 則

この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第23号

愛媛県森林そ生緊急対策基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県森林そ生緊急対策基金条例の一部を改正する条例

愛媛県森林そ生緊急対策基金条例（平成21年愛媛県条例第43号）の一部を次のように改正する。



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>— この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この条例は、平成27年 3月31日限り、その効力を失う。</p>

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県港湾管理条例の一部を改正する条例**

愛媛県港湾管理条例（昭和28年愛媛県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表第 5（第 10条関係）</b></p> <p>1 省略</p> <p>2 その他の港湾施設使用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注 1～5 省略</p> <p><u>6 野積場をその目的以外の目的に使用する場合は、この表の野積場の項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に1.5を乗じて得た額（10銭未満切捨て）を同項に規定する金額とする。</u></p> <p><u>7 省略</u></p> <p><u>8 省略</u></p>	<p><b>別表第 5（第 10条関係）</b></p> <p>1 省略</p> <p>2 その他の港湾施設使用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注 1～5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p>

**附 則**

この条例は、平成27年 5月 1日から施行する。

○愛媛県条例第25号

愛媛県建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県建築基準法施行条例の一部を改正する条例**

愛媛県建築基準法施行条例（昭和35年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（がけ附近の建築物）</p> <p><b>第 5 条</b> 高さ5メートル以上のがけ（こう配が30度以上の傾斜地をいう。以下この条において同じ。）の下端に続く地盤面のうち、がけの上端からの水平距離ががけの高さの1.75倍以内の位置に居室を有する建築物を建築する場合には、がけの形状若しくは土質又は当該建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全に必要な擁壁をがけ又はがけの部分に設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>（がけ附近の建築物）</p> <p><b>第 5 条</b> 高さ5メートル以上のがけ（こう配が30度以上の傾斜地をいう。以下この条において同じ。）の下端に続く地盤面のうち、がけの上端からの水平距離ががけの高さの1.75倍以内の位置に居室を有する建築物を建築する場合には、がけの形状若しくは土質又は当該建築物の位置、規模若しくは構造に応じて安全に必要な擁壁をがけ又はがけの部分に設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p>

(1)～(3) 省略

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域（同条第4項の規定により公示された土砂災害の発生原因となる自然現象の種類が同法第2条に規定する急傾斜地の崩壊であるものに限る。以下「特別警戒区域」という。）内に当該建築物を建築する場合

2・3 省略

(1)～(3) 省略

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域（同条第4項の規定により公示された土砂災害の発生原因となる自然現象の種類が同法第2条に規定する急傾斜地の崩壊であるものに限る。以下「特別警戒区域」という。）内に当該建築物を建築する場合

2・3 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第26号

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例等の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（目的及び適用範囲）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、次に掲げる特別職にある県職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び旅費並びに費用の弁償に関して定めることを目的とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 教育長</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p><u>(15) 省略</u></p> <p>（知事等の給与）</p> <p><b>第2条</b> 前条第1号から第5号までに掲げる特別職の職員（同号に掲げる特別職の職員のうち非常勤の者を除く。以下「知事等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>（非常勤の監査委員等の給与）</p> <p><b>第5条</b> 第1条第5号から第13号までに掲げる特別職の職員（第5号に掲げる特別職の職員のうち知事等に含まれる者を除く。以下「非常勤の監査委員等」という。）の受ける給与は、報酬とする。</p> <p>（重複給与の禁止）</p> <p><b>第9条</b> 知事等_____及び一般職の職員が次の各号のいずれかに</p>	<p>（目的及び適用範囲）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、次に掲げる特別職にある県職員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び旅費並びに費用の弁償に関して定めることを目的とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p><u>(3) 省略</u></p> <p><u>(4) 省略</u></p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p><u>(7) 省略</u></p> <p><u>(8) 省略</u></p> <p><u>(9) 省略</u></p> <p><u>(10) 省略</u></p> <p><u>(11) 省略</u></p> <p><u>(12) 省略</u></p> <p><u>(13) 省略</u></p> <p><u>(14) 省略</u></p> <p>（知事等の給与）</p> <p><b>第2条</b> 前条第1号から第4号までに掲げる特別職の職員（第4号に掲げる特別職の職員のうち非常勤の者を除く。以下「知事等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>（非常勤の監査委員等の給与）</p> <p><b>第5条</b> 第1条第4号から第12号までに掲げる特別職の職員（第4号に掲げる特別職の職員のうち知事等に含まれる者を除く。以下「非常勤の監査委員等」という。）の受ける給与は、報酬とする。</p> <p>（重複給与の禁止）</p> <p><b>第9条</b> 知事等、<u>教育長</u>及び一般職の職員が次の各号のいずれかに</p>

該当するときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき第5条又は前条の給与は、支給しない。

(1)・(2) 省略

別表第1 (第3条関係)

知事等の給料月額

職名	給料月額
省略	
副知事	省略
教育長	880,000円
省略	

別表第2 (第6条関係)

非常勤の監査委員等の報酬

職名	報酬額
省略	
教育委員会 委員	同 27,000円
省略	

別表第3 (第11条関係)

特別職の職員の旅費

職名	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	その他の旅費額
			甲地方	乙地方		
省略						
副知事 教育長 管理者	省略					
省略						

該当するときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき第5条又は前条の給与は、支給しない。

(1)・(2) 省略

別表第1 (第3条関係)

知事等の給料月額

職名	給料月額
省略	
副知事	省略
省略	

別表第2 (第6条関係)

非常勤の監査委員等の報酬

職名	報酬額
省略	
教育委員会 委員長	同 30,000円
教育委員会 委員	同 27,000円
省略	

別表第3 (第11条関係)

特別職の職員の旅費

職名	車賃 (1キロメートルにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	その他の旅費額
			甲地方	乙地方		
省略						
副知事 管理者	省略					
省略						

(教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第2条 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例(昭和31年愛媛県条例第52号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例</u></p>	<p><u>教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p><u>第1条</u> この条例は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>(給与)</p> <p><u>第2条</u> 教育長の受ける給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p><u>第3条</u> 教育長の給料月額は、880,000円の範囲内で教育委員会が知事と協議して定める額とし、通勤手当及び期末手当の額は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。ただし、同条例第19条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とし、</p>

(勤務時間等)

第1条 教育長の休日、休暇及び勤務時間等については、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)の規定を準用する。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (2) 県行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役員、職員等の地位を兼ね、その事務を行う場合
- (3) その他教育委員会が定める場合

同条第5項において人事委員会規則で定めることとされている事項については、教育委員会規則で定めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、教育長の給与の支給については、一般職の職員の例による。

(退職手当)

第4条 教育長が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に退職手当を支給する。

2 教育長の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、100分の29を乗じて得た額とする。

3 前項の在職月数は、教育長となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数(その月数が48月を超える場合は、48月)とする。

4 前3項に定めるもののほか、教育長の退職手当については、一般職の職員の例による。

(旅費)

第5条 教育長の受ける旅費は、別表の額によるほか、その支給については、一般職の職員の例による。

(勤務時間等)

第6条 休日、休暇及び勤務時間等については、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)の規定を準用する。

別表(第5条関係)

車 賃 (1キロメートルにつき)	日 当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	その他の旅費額
		甲 地 方	乙 地 方		
37円	3,000円	14,800円	13,300円	3,000円	行政職給料表の適用を受ける職員の9級の職務相当額

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 知事等の退職手当に関する条例(昭和31年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項及び第3項の規定に基づき、知事、副知事、 <u>教育長</u> 及び管理者(以下「知事等」という。)の退職手当に関する事項を定め	(目的) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項及び第3項の規定に基づき、知事、副知事 _____ 及び管理者(以下「知事等」という。)の退職手当に関する事項を定め

ることを目的とする。

(退職手当の額)

第3条 知事等の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 省略

(3) 教育長 100分の29

(4) 省略

2 前項の在職月数は、知事等となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数(その月数が48月(教育長にあつては、36月。以下同じ。))を超える場合は、48月)とする。

ることを目的とする。

(退職手当の額)

第3条 知事等の退職手当の額は、その者の退職の日における給料月額に、その者の在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

2 前項の在職月数は、知事等となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数(その月数が48月 \_\_\_\_\_ を超える場合は、48月)とする。

(愛媛県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正)

第4条 愛媛県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料及び退職給与金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(昭和32年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける者(他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する者を含む。)のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>(6) <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「旧地教行法」という。)</u>第16条第1項に規定する教育長及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第1項に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>(7)~(21) 省略</p> <p>4 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状(教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの上欄に掲げる教員の免許状を含む。)を有する職員で次に掲げるもの</p> <p>ア <u>旧地教行法</u>第16条第1項に規定する教育長及び<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第2項</u>に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>イ~ケ 省略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 この条例において「他の都道府県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「退職年金条例」という。)の適用を受ける者(他の都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する者を含む。)のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)~(5) 省略</p> <p>(6) _____ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号 _____ )第16条第1項に規定する教育長及<u>同法第19条第1項</u> _____ に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>(7)~(21) 省略</p> <p>4 この条例において「市町村の教育職員」とは、市町村の退職年金条例の適用を受ける学校教育法第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに市町村の教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状(教育職員免許法施行法(昭和24年法律第148号)第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの上欄に掲げる教員の免許状を含む。)を有する職員で次に掲げるもの</p> <p>ア <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項</u>に規定する教育長及び<u>同法第19条第2項</u> _____ に規定する職員で吏員に相当するもの</p> <p>イ~ケ 省略</p>

(愛媛県教育委員会委員定数条例の一部改正)

**第5条** 愛媛県教育委員会委員定数条例(平成12年愛媛県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条ただし書の規定により、教育委員会の委員の定数を <u>5人</u> とする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条ただし書の規定により、教育委員会の委員の定数を <u>6人</u> とする。

(知事等の給与の特例に関する条例の一部改正)

**第6条** 知事等の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、知事等の給料及び期末手当を減額するため、知事等の給料月額について、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号。以下「特別職給与条例」という。) _____ _____ の特例を定めるものとする。</p> <p>(知事、副知事、<u>教育長</u>、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例)</p> <p><b>第2条</b> 知事、副知事、<u>教育長</u>、管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に掲げる額から、当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>教育長</u>、管理者及び常勤の監査委員 100分の12</p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この条例は、知事等の給料及び期末手当を減額するため、知事等の給料月額について、特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例(昭和28年愛媛県条例第7号。以下「特別職給与条例」という。) <u>及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例(昭和31年愛媛県条例第52号。以下「教育長給与条例」という。)</u> の特例を定めるものとする。</p> <p>(知事、副知事 _____、管理者及び常勤の監査委員の給与の特例)</p> <p><b>第2条</b> 知事、副知事 _____、管理者及び常勤の監査委員の給料月額は、特別職給与条例別表第1の規定にかかわらず、同表給料月額の欄に掲げる額から、当該額に、次の各号に掲げる者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、それぞれ同欄に掲げる額とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) _____ 管理者及び常勤の監査委員 100分の12</p> <p>(<u>教育長の給与の特例</u>)</p> <p><b>第3条</b> <u>教育長の給料月額は、教育長給与条例第3条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から、当該額に100分の12を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項の規定により定められた額とする。</u></p>

(愛媛県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例の一部改正)

**第7条** 愛媛県教育委員会の職務権限に属する事務の管理及び執行の特例に関する条例(平成23年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項 _____ の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。
(1)・(2) 省略	(1)・(2) 省略

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年愛媛県条例第48号）の一部を次のように改正する。  
第9条を次のように改める。  
**第9条 削除**  
（旧教育長の給与、退職手当等に関する経過措置）
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により在職する教育長（以下「旧教育長」という。）の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等については、第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第1条、第2条、別表第1及び別表第3の規定、第2条の規定による改正後の教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例第1条の規定並びに第3条の規定による改正後の知事等の退職手当に関する条例第1条及び第3条の規定は適用せず、第2条の規定による改正前の教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例第2条から第6条まで及び別表の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例第3条第1項中「100分の140」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の170」とあるのは「100分の162.5」とする。
- 4 旧教育長の職務に専念する義務の免除については、第2条の規定による改正後の教育長の勤務時間等及び職務に専念する義務の特例に関する条例第2条の規定は、適用しない。
- 5 旧教育長の給与の特例については、第6条の規定による改正後の知事等の給与の特例に関する条例第2条の規定は適用せず、第6条の規定による改正前の知事等の給与の特例に関する条例第3条の規定は、なおその効力を有する。  
（教育委員会の委員長の報酬に関する経過措置）
- 6 改正法附則第2条第1項の場合における教育委員会の委員長の報酬については、第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例別表第2の規定は適用せず、同条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例別表第2の規定は、なおその効力を有する。  
（教育委員会の委員の定数に関する経過措置）
- 7 改正法附則第2条第1項の場合における教育委員会の委員の定数については、第5条の規定による改正後の愛媛県教育委員会委員定数条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の愛媛県教育委員会委員定数条例の規定は、なおその効力を有する。

○愛媛県条例第27号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。  
平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例**

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定数）	（定数）
<b>第2条</b> 学校職員の定数は、次のとおりとする。	<b>第2条</b> 学校職員の定数は、次のとおりとする。
(1) 県立学校の職員 <span style="float: right;">3,859人</span>	(1) 県立学校の職員 <span style="float: right;">3,817人</span>
(2) 市町立学校の職員 <span style="float: right;">8,375人</span>	(2) 市町立学校の職員 <span style="float: right;">8,589人</span>
計 <span style="float: right;">12,234人</span>	計 <span style="float: right;">12,406人</span>

**附 則**

この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第28号

教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。  
平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

**教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（管理職手当）	（管理職手当）

第17条の3 省略

2 前項に規定する管理職手当の月額、同項に規定する職にある者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の17.5を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。

第17条の3 省略

2 前項に規定する管理職手当の月額、同項に規定する職にある者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の16を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第29号

教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p><b>第6条の3</b> 前条の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額をこえて支給してはならない。</p> <p>(1) 前条第1号アに規定する業務 <u>8,000円</u></p> <p>(2) 前条第1号イ及びウに規定する業務 <u>7,500円</u></p> <p>(3) 前条第2号に規定する業務 <u>4,250円</u></p> <p>(4) 前条第3号に規定する業務 <u>4,250円</u></p> <p>(5) 前条第4号に規定する業務 <u>3,000円</u></p> <p>(6) 前条第5号に規定する業務 <u>1,125円</u></p> <p>2 省略</p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p><b>第6条の3</b> 前条の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額をこえて支給してはならない。</p> <p>(1) 前条第1号アに規定する業務 <u>6,400円</u></p> <p>(2) 前条第1号イ及びウに規定する業務 <u>6,000円</u></p> <p>(3) 前条第2号に規定する業務 <u>3,400円</u></p> <p>(4) 前条第3号に規定する業務 <u>3,400円</u></p> <p>(5) 前条第4号に規定する業務 <u>2,400円</u></p> <p>(6) 前条第5号に規定する業務 <u>900円</u></p> <p>2 省略</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第30号

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県警察職員定数条例（昭和33年愛媛県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																												
<p>（職員の定数）</p> <p><b>第2条</b> 警察職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">警 視</td> <td style="text-align: right;">100人</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">警 部</td> <td style="text-align: right;"><u>205人</u></td> </tr> <tr> <td>(1) 警察官 警部補及び巡査部長</td> <td style="text-align: right;"><u>1,406人</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">巡 査</td> <td style="text-align: right;"><u>735人</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;"><u>2,446人</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;"><u>2,861人</u></td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	警 視	100人	警 部	<u>205人</u>	(1) 警察官 警部補及び巡査部長	<u>1,406人</u>	巡 査	<u>735人</u>	計	<u>2,446人</u>	(2) 省略		計	<u>2,861人</u>	<p>（職員の定数）</p> <p><b>第2条</b> 警察職員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">警 視</td> <td style="text-align: right;">100人</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">警 部</td> <td style="text-align: right;"><u>204人</u></td> </tr> <tr> <td>(1) 警察官 警部補及び巡査部長</td> <td style="text-align: right;"><u>1,400人</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">巡 査</td> <td style="text-align: right;"><u>732人</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;"><u>2,436人</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">計</td> <td style="text-align: right;"><u>2,851人</u></td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	警 視	100人	警 部	<u>204人</u>	(1) 警察官 警部補及び巡査部長	<u>1,400人</u>	巡 査	<u>732人</u>	計	<u>2,436人</u>	(2) 省略		計	<u>2,851人</u>
警 視	100人																												
警 部	<u>205人</u>																												
(1) 警察官 警部補及び巡査部長	<u>1,406人</u>																												
巡 査	<u>735人</u>																												
計	<u>2,446人</u>																												
(2) 省略																													
計	<u>2,861人</u>																												
警 視	100人																												
警 部	<u>204人</u>																												
(1) 警察官 警部補及び巡査部長	<u>1,400人</u>																												
巡 査	<u>732人</u>																												
計	<u>2,436人</u>																												
(2) 省略																													
計	<u>2,851人</u>																												



附 則

この条例は、平成27年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第31号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																
<p>（手数料の納付時期等）</p> <p><b>第 3 条</b> 前条に規定する手数料（以下「手数料」という。）は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 別表40の項の<sup>(12)</sup>から<sup>(14)</sup>まで及び42の項に掲げる手数料 講習の受講の際</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>別表（第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 7 条関係）</p>			<p>（手数料の納付時期等）</p> <p><b>第 3 条</b> 前条に規定する手数料（以下「手数料」という。）は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める時期に納付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 別表40の項の<sup>(12)</sup>及び<sup>(13)</sup>並びに 42の項に掲げる手数料 講習の受講の際</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>別表（第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 7 条関係）</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～28</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施</td> <td> <p>(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,400円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,400円</u>）</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,750円</u></p> <p>イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,850円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 2,200円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>3,</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～28	省略		29	道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	<p>(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,400円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,400円</u>）</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,750円</u></p> <p>イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,850円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 2,200円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>3,</u></p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～28</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施</td> <td> <p>(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,600円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,700円</u>）</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,800円</u></p> <p>イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 2,200円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>3,</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～28	省略		29	道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	<p>(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,600円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,700円</u>）</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,800円</u></p> <p>イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 2,200円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>3,</u></p>
事 務	名 称	金 額																	
1～28	省略																		
29	道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	<p>(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,400円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,400円</u>）</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,750円</u></p> <p>イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,850円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 2,200円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>3,</u></p>																	
事 務	名 称	金 額																	
1～28	省略																		
29	道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	<p>(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,600円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,700円</u>）</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,800円</u></p> <p>イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 2,200円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>3,</u></p>																	

		<p>100円)</p> <p>(3) 特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>2,950円</u>(同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,500円</u>)</p> <p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 <u>1,850円</u></p> <p>イ 省略</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,550円</u>(同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,650円</u>)</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>2,850円</u>(同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,400円</u>)</p>				<p>050円)</p> <p>(3) 特定第一種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>3,050円</u>(同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,600円</u>)</p> <p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u></p> <p>イ 省略</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,600円</u>(同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,650円</u>)</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>3,000円</u>(同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,550円</u>)</p>	
<p>29の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査</p>	<p>検査手数料</p>	<p>(1) 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,650円</u>(公安委員会が提供する自動車を</p>		<p>29の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査</p>	<p>検査手数料</p>	<p>(1) 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,850円</u>(公安委員会が提供する自動車を</p>	

		<p>使用して受ける場合にあつては、<u>6,650円</u> )</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,850円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>4,750円</u> )</p>			<p>使用して受ける場合にあつては、<u>6,950円</u> )</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>4,050円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、<u>4,900円</u> )</p>
30 道路交通法第91条の運転することができる自動車等の種類の限定の全部又は一部の解除の審査	審査手数料	<u>1,450円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>3,000円</u> )		30 道路交通法第91条の運転することができる自動車等の種類の限定の全部又は一部の解除の審査	審査手数料 <u>1,550円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>3,100円</u> )
31 省略				31 省略	
32 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付	免許証再交付手数料	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 <u>3,500円</u></p> <p>(2) 省略</p>		32 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 <u>3,600円</u></p> <p>(2) 省略</p>
32の2・32の3 省略				32の2・32の3 省略	
33 道路交通法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付	技能検定員資格者証交付手数料	<u>1,100円</u>		33 道路交通法第99条の2第4項の規定に基づく技能検定員資格者証の交付	<u>1,200円</u>
34 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 (以下「技能検定員審査」という。)	技能検定員審査手数料	<p>(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 <u>23,450円</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの (以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)</p>	<u>21,700円</u>	34 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 (以下「技能検定員審査」という。)	<p>(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 <u>23,500円</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの (以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)</p>
35 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付	教習指導員資格者証交付手数料	<u>1,100円</u>		35 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付	<u>1,200円</u>
36 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 (以下「教習指導員審査」という。)	教習指導員審査手数料	<p>(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 <u>14,950円</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 <u>9,400円</u></p> <p>(4) 大型自動車第二種免許、中型</p>		36 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 (以下「教習指導員審査」という。)	<p>(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 <u>15,000円</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 <u>9,450円</u></p> <p>(4) 大型自動車第二種免許、中型</p>

		自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。） <u>12,750円</u>			自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。） <u>12,850円</u>
37 道路交通安全法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	(1) 普通自動車免許に係る再試験 <u>1,950円</u> （道路交通安全法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>2,850円</u> ） (2) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験 <u>1,750円</u> （同項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,300円</u> ） (3) 原動機付自転車免許に係る再試験 <u>1,050円</u>	37 道路交通安全法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	(1) 普通自動車免許に係る再試験 <u>1,950円</u> （道路交通安全法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>2,800円</u> ） (2) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験 <u>1,700円</u> （同項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,250円</u> ） (3) 原動機付自転車免許に係る再試験 <u>1,000円</u>
38～39 省略			38～39 省略		
40 道路交通安全法第108条の2第1項各号に掲げる講習の実施	講習手数料	(1) 道路交通安全法第108条の2第1項第1号に掲げる講習 講習1時間につき <u>750円</u> (2) 同項第2号に掲げる講習 講習1時間につき <u>2,350円</u> (3) 同項第3号に掲げる講習 講習1時間につき <u>2,100円</u> (4) 同項第4号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習 講習1時間につき <u>4,650円</u> イ 省略 (5) 同項第5号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 大型自動二輪車免許に係る講習 講習1時間につき <u>4,100円</u> イ 普通自動二輪車免許に係る講習 講習1時間につき <u>4,000円</u> (6) 省略	40 道路交通安全法第108条の2第1項各号に掲げる講習の実施	講習手数料	(1) 道路交通安全法第108条の2第1項第1号に掲げる講習 講習1時間につき <u>700円</u> (2) 同項第2号に掲げる講習 講習1時間につき <u>2,450円</u> (3) 同項第3号に掲げる講習 講習1時間につき <u>2,200円</u> (4) 同項第4号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習 講習1時間につき <u>4,700円</u> イ 省略 (5) 同項第5号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 大型自動二輪車免許に係る講習 講習1時間につき <u>4,150円</u> イ 普通自動二輪車免許に係る講習 講習1時間につき <u>4,050円</u> (6) 省略

(7) 同項第7号に掲げる講習 講習 1時間につき3,100円

(8) 同項第8号に掲げる講習 講習 1時間につき1,300円

(9) 省略

(10) 同項第10号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 普通自動車免許に係る講習 講習 1時間につき2,050円

イ 大型自動二輪車免許に係る講習 講習 1時間につき2,700円

ウ 普通自動二輪車免許に係る講習 講習 1時間につき2,550円

エ 原動機付自転車免許に係る講習 講習 1時間につき2,400円

(11) 同項第11号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 同法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習 500円

イ 同表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習 800円

ウ 同表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習 1,350円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条第1項の表講習手数料の部法第108条の2第1項第11号に掲げる講習の項の第3欄及び第4欄の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、800円）

(12) 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 5,600円（当該講習が同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,200円）

(7) 同項第7号に掲げる講習 講習 1時間につき3,150円

(8) 同項第8号に掲げる講習 講習 1時間につき1,250円

(9) 省略

(10) 同項第10号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 普通自動車免許に係る講習 講習 1時間につき2,100円

イ 大型自動二輪車免許に係る講習 講習 1時間につき2,750円

ウ 普通自動二輪車免許に係る講習 講習 1時間につき2,600円

エ 原動機付自転車免許に係る講習 講習 1時間につき2,450円

(11) 同項第11号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 同法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習 600円

イ 同表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習 950円

ウ 同表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習 1,500円（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条第1項の表講習手数料の部法第108条の2第1項第11号に掲げる講習の項の第3欄及び第4欄の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、950円）

(12) 道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 5,800円（当該講習が同法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,350円）

		<p>イ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 2,250円</p> <p>(13) 同法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 13,200円(同令第43条第1項の表講習手数料の部法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の項の第3欄及び第4欄の国家公安委員会規則で定める講習にあっては、9,050円)</p> <p>(14) 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 講習1時間につき1,900円</p>
41 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施	特定任意講習手数料	<p>(1) 道路交通法施行令第37条の6第2号に規定する講習 1,350円</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 同令第37条の6の2第1号に規定する講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ アに規定する者以外の者に対する講習 5,600円(免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものに対する講習にあっては、5,200円)</p>
42 道路交通法第108条の3第1項の規定に基づく初心運転者講習の通知又は同法第108条の3の2の規定に基づく同法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の通知	通知手数料	900円
43~64 省略		

備考

- 1 省略
- 2 この表の34の項(以下「別表34の項」という。)に掲げる技能検定員審査手数料の額は、技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表34の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表34の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

		<p>イ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 2,350円</p> <p>(13) 同法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 13,350円(同令第43条第1項の表講習手数料の部法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の項の第3欄及び第4欄の国家公安委員会規則で定める講習にあっては、9,200円)</p>
41 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施	特定任意講習手数料	<p>(1) 道路交通法施行令第37条の6第2号に規定する講習 1,500円</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 同令第37条の6の2第1号に規定する講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ アに規定する者以外の者に対する講習 5,800円(免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が75歳以上のものに対する講習にあっては、5,350円)</p>
42 道路交通法第108条の3第1項の規定に基づく初心運転者講習の通知又は同法第108条の3の2の規定に基づく同法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の通知	通知手数料	850円
43~64 省略		

備考

- 1 省略
- 2 この表の34の項(以下「別表34の項」という。)に掲げる技能検定員審査手数料の額は、技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表34の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表34の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審 査 細 目	区 分	技能検定員 審査手数料 の額から減 ずる額
1 技能検定員 として必要な 自動車の運転 技能	(1) 大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技能 検定員審査	4,000円
	(2) 普通自動車免許に係る 技能検定員審査	3,600円
	(3) 省略	
	(4) 大型自動車第二種免許 等に係る技能検定員審査	4,250円
2 自動車の運 転技能に関す る観察及び採 点の技能	(1) 大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技能 検定員審査	6,700円
	(2) 普通自動車免許に係る 技能検定員審査	6,100円
	(3) 特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	2,100円
	(4) 大型自動車第二種免許 等に係る技能検定員審査	7,400円
3 道路交通法 第108条の28 第4項に規定 する教則の内 容となっている 事項	(1) 大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技能 検定員審査	2,450円
	(2) 普通自動車免許に係る 技能検定員審査	1,950円
	(3) 特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	1,950円
4 自動車教習 所に関する法 令についての 知識	(1) 大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技能 検定員審査	2,450円
	(2) 普通自動車免許に係る 技能検定員審査	1,950円
	(3) 特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	1,950円
5 技能検定の 実施に関する 知識	(1) 大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技能 検定員審査	2,000円
	(2) 普通自動車免許に係る 技能検定員審査	1,950円
	(3) 特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	2,500円
6 自動車の運 転技能の評価 方法に関する 知識	(1) 大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技能 検定員審査	1,750円
	(2) 普通自動車免許に係る 技能検定員審査	2,100円
	(3) 特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	2,550円

審 査 細 目	区 分	技能検定員 審査手数料 の額から減 ずる額
1 技能検定員 として必要な 自動車の運転 技能	(1) 大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技能 検定員審査	4,150円
	(2) 普通自動車免許に係る 技能検定員審査	3,750円
	(3) 省略	
	(4) 大型自動車第二種免許 等に係る技能検定員審査	4,450円
2 自動車の運 転技能に関す る観察及び採 点の技能	(1) 大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技能 検定員審査	7,000円
	(2) 普通自動車免許に係る 技能検定員審査	6,400円
	(3) 特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	2,200円
	(4) 大型自動車第二種免許 等に係る技能検定員審査	7,800円
3 道路交通法 第108条の28 第4項に規定 する教則の内 容となっている 事項	(1) 大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技能 検定員審査	2,100円
	(2) 普通自動車免許に係る 技能検定員審査	1,850円
	(3) 特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	2,100円
4 自動車教習 所に関する法 令についての 知識	(1) 大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技能 検定員審査	2,100円
	(2) 普通自動車免許に係る 技能検定員審査	1,850円
	(3) 特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	2,100円
5 技能検定の 実施に関する 知識	(1) 大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技能 検定員審査	2,250円
	(2) 普通自動車免許に係る 技能検定員審査	2,000円
	(3) 特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	2,250円
6 自動車の運 転技能の評価 方法に関する 知識	(1) 大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る技能 検定員審査	1,850円
	(2) 普通自動車免許に係る 技能検定員審査	1,950円
	(3) 特定第一種運転免許に 係る技能検定員審査	2,450円

	(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,700円
7 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,550円

備考

- 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,800円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については850円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,100円を減ずるものとする。
- 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

3 この表の36の項(以下「別表36の項」という。)の教習指導員審査手数料の額は、教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表36の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表36の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	教習指導員 審査手数料 の額から減 ずる額
------	-----	--------------------------------

	(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,150円
7 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,700円

備考

- 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,950円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,050円を減ずるものとする。
- 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については200円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

3 この表の36の項(以下「別表36の項」という。)の教習指導員審査手数料の額は、教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表36の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表36の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	教習指導員 審査手数料 の額から減 ずる額
------	-----	--------------------------------



1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,000円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,600円
	(3) 省略	
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,250円
2 技能教習に必要な教習の技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,050円
3 学科教習に必要な教習の技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,100円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,200円
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,550円

1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,150円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,750円
	(3) 省略	
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,500円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	1,900円
3 学科教習に必要な教習の技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,150円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,700円

<p>客自動車運送 事業及び自動 車運転代行業 の業務の適正 化に関する法 律第2条第1 項に規定する 自動車運転代 行業に関する 法令について の知識</p>	<p>客自動車運送 事業及び自動 車運転代行業 の業務の適正 化に関する法 律第2条第1 項に規定する 自動車運転代 行業に関する 法令について の知識</p>
<p>備考</p> <p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,850円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,150円を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については250円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については100円を減ずるものとする。</p>	<p>備考</p> <p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,000円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,050円を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。</p>

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第4号の改正規定及び別表40の項金額の欄<sup>(13)</sup>の次に次のように加える改正規定は、同年6月1日から施行する。

○愛媛県条例第32号

愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

愛媛県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年愛媛県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（経営の基本）</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次</p>	<p>（経営の基本）</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 公営企業の施設の名称、位置及び規模については、それぞれ次</p>

に掲げるとおりとする。

(1) 電気事業

名 称	位 置	最大出力
省略		
愛媛県道前道後第三発電所	省略	
愛媛県畑寺発電所	松山市	510キロワット

(2)～(4) 省略

に掲げるとおりとする。

(1) 電気事業

名 称	位 置	最大出力
省略		
愛媛県道前道後第三発電所	省略	

(2)～(4) 省略

附 則

この条例は、平成28年3月31日までの間において管理規程で定める日から施行する。

○愛媛県条例第33号

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成27年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会委員会条例の一部を改正する条例

愛媛県議会委員会条例（昭和29年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（出席要求）</p> <p><b>第18条</b> 委員会は、審査又は調査のため、知事、教育委員会の教育 長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会 の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委 員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対 し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなけ ればならない。</p>	<p>（出席要求）</p> <p><b>第18条</b> 委員会は、審査又は調査のため、知事、教育委員会の委員 長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、公安委員会 の委員長、労働委員会の委員及び監査委員その他法律に基づく委 員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対 し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなけ ればならない。</p>

附 則

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の愛媛県議会委員会条例第18条の規定は適用せず、改正前の愛媛県議会委員会条例第18条の規定は、なおその効力を有する。